



第40期 定時株主総会 招集ご通知

 2026年6月26日（金曜日）
開催日時 午前10時（受付開始午前9時30分）

 東京都港区港南二丁目3番13号
開催場所 品川フロントビル地下1階
品川フロントビル会議室A

決議事項

- 第1号議案 当社とオルバヘルスケアホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

郵送及びインターネットによる議決権行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時30分まで

ディービーエックス株式会社

証券コード：3079

DVx

D evelopment

V enture

x 「未知数」・「無限の可能性」

株主総会にご出席の株主様への「お土産」のご用意はございません。

ごあいさつ



代表取締役社長
柴崎 浩

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当社第40期定時株主総会の開催にあたり、招集のご通知をお届けいたします。

近年、医療分野においては「医師の働き方改革」に伴うタスク・シフトや、医療機関の集約化・重点化が加速しております。特に、循環器疾患の治療現場においては、医療の質の向上と現場の負荷軽減の両立が喫緊の課題となっております。また、経済面では物価上昇や物流コストの増大が続く中、医療供給体制をいかに持続可能なものにするかが、国民的な注目を集めております。

このような環境のもと、当社は「循環器領域のスペシャリスト」として、低侵襲治療機器の安定供給はもとより、症例に対する専門的知見の提供や、医療現場の課題解決に資するソリューション提案に注力してまいりました。

今後も「生命と健康を守る。」というパーパス（私たちの存在理由）を掲げ、高度化する医療ニーズに即応できる体制を磨き上げ、「医療業界に欠かせない病院経営のパートナー」となることで、持続的な成長とさらなる企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

2026年6月

目次

ごあいさつ	1
第40期定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	5
株主総会参考書類	
第1号議案 当社とオルバヘルスケアホールディングス株式会社との 株式交換契約承認の件	7
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件	24
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	29
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	34
事業報告	
1. 企業集団の現況に関する事項	36
2. 株式に関する事項	45
3. 新株予約権等に関する事項	45
4. 会社役員に関する事項	46
5. 会計監査人の状況	52
6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況	53
7. 株式会社の支配に関する基本方針	57
8. 剰余金の配当等の決定に関する方針	58
連結計算書類	59
計算書類	79
監査報告	89
Front Line	94

株主各位

証券コード3079
2026年6月11日
(電子提供措置の開始日2026年6月4日)
東京都港区港南1丁目8番15号

ディー・ブイ・エックス株式会社
代表取締役社長 柴 崎 浩

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第40期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.dvx.jp/ir/library5/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

敬 具

議決権行使のご案内



書面（郵送）により
議決権を行使していただく場合

▶ 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、
2026年6月25日（木曜日）午後5時30分まで
に到着するようご返送ください。



インターネットにより
議決権を行使していただく場合

▶ 議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、
2026年6月25日（木曜日）午後5時30分まで
に、議案に対する賛否をご入力ください。

※なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、6頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。



株主総会への出席により
議決権を行使していただく場合

▶ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

1 日 時	2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2 場 所	東京都港区港南二丁目3番13号 品川フロントビル 地下1階 会議室A (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 株主総会の目的事項	報告事項 1. 第40期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査 等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第40期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 当社とオルバヘルスケアホールディングス 株式会社との株式交換契約承認の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 6名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4 その他本招集通知に 関する事項	議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意 思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- 株主総会にご出席される株主様とご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、株主総会当日におけるお土産の配布は実施しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.dvx.jp>)

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後5時30分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後5時30分まで

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

場所 東京都港区港南二丁目3番13号
品川フロントビル 地下1階 会議室A
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

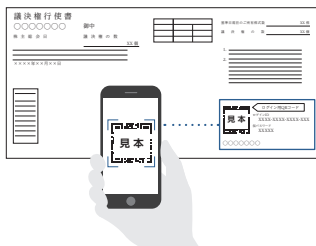
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

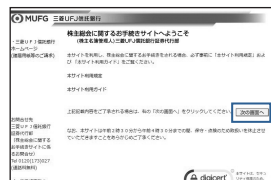
- 2 以降は、画面の案内に従って黄否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

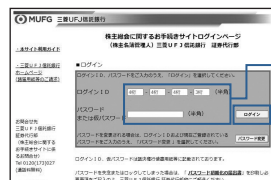
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。



「次の画面へ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は、画面の案内に従って黄否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

当社とオルバヘルスケアホールディングス株式会社との 株式交換契約承認の件

当社及びオルバヘルスケアホールディングス株式会社（以下「オルバヘルスケア」といい、当社とオルバヘルスケアを総称して、以下「両社」といいます。）は、2026年5月22日開催の両社の取締役会において、両社の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に関し、オルバヘルスケアを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決定し、同日付で両社間において経営統合契約（以下「本経営統合契約」といいます。）及び株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本議案において、本株式交換契約のご承認をお願いしたいと存じます。

本株式交換は、オルバヘルスケアにおいては、2026年7月28日開催予定の臨時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を得た上で、また、当社においては、本定時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を得た上で、2026年9月1日を効力発生日として行われる予定です。

なお、本株式交換の効力発生日に先立ち、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場において2026年8月28日付で上場廃止（最終売買日は2026年8月27日）となる予定です。

1. 本株式交換を行う理由

オルバヘルスケアは、1967年10月に医科器械、理科器械の販売を目的とする川西医科器械株式会社として設立され、2021年1月に創業100周年を記念してオルバヘルスケアホールディングス株式会社に商号を変更いたしました。また、2000年12月にオルバヘルスケアの普通株式（以下「オルバヘルスケア株式」といいます。）を東京証券取引所市場第二部へ上場、2020年3月には東京証券取引所市場第一部へ上場し、2022年4月の東京証券取引所における市場区分の見直しにより、東京証券取引所スタンダード市場に移行し、現在に至ります。

オルバヘルスケアは、2026年5月22日現在、持株会社であるオルバヘルスケアと連結子会社8社の9社からなる企業グループ（以下「オルバヘルスケアグループ」といいます。）で構成されており、中国四国エリアを中心に、医療機器及び関連機器の販売を行う医療器材事業、物品・情報管理及び購買管理業務並びに医療機器の販売を行うSPD事業及び在宅介護用ベッド・用品の販売・レンタルを行う介護用品事業を営んでおります。

一方、当社は、1986年4月に心臓ペースメーカーの販売とフォローアップ業務を目的とする株式会社ヘルツとして設立され、2004年2月にディーブイエックス株式会社に商号を変更いたしました。また、2007年4月に当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を株式会社ジャスダック証券取引所へ上場し、2013年12月には東京証券取引所市場第二部へ上場、2014年9月には東京証券取引所市場第一部へ上場した後、2022年4月の東京証券取引所における市場区分の見直しにより、東京証券取引所スタンダード市場に移行し、現在に至ります。

当社は、2026年5月22日現在、当社と連結子会社1社の2社からなる企業グループ（以下「当社グループ」といい、オルバヘルスケアグループと当社グループを総称して「両社グループ」といいます。）で構成されており、関東エリアを中心に、販売代理店として不整脈の検査・治療のための医療機器を販売する不整脈事業、販売代理店・国内総代理店として虚血性疾患の検査・治療のための医療機器を販売する虚血事業及びその他の医療器材を販売する事業を営んでおります。

両社グループの属する医療器材卸売業界を取り巻く事業環境は、保険償還価格の引き下げや物流コスト等の高騰、病院の収益力低下等により、近年厳しさを増していると認識しております。

具体的には、医療機器の公的価格である保険償還価格の引き下げが繰り返し実施されていることにより、医療器材全般における販売価格の低下や、利益率の減少といった影響が顕在化しております。また、物流業界全体における人手不足や燃料費の上昇等を背景として、物流関連コストは年々上昇を続けていると認識しております。加えて、医療機関の経営状況は厳しさを増しており、2025年9月19日に厚生労働省が公表した第118回社会保障審議会医療部会資料によると、医療現場での人件費の上昇や物価高騰等の影響を受け、国内の一般病院の事業利益率は2018年には1.4%であったものの、2023年にはマイナス1.9%まで低下しております。このような病院の経営状況において、病院では医療材料等の調達において一層のコスト削減を志向する傾向が強まっており、医療器材卸売業界における競争環境は一段と激化していると認識しております。

また、上記の市場環境のもと、医療器材卸売業界においては、事業規模の拡大による競争力強化や、経営効率の向上を目的とした業界再編の動きが進展し、単独での事業拡大や収益性の維持・向上を図ることは困難性を増しており、経営資源の集約や事業基盤の強化が重要な経営課題となっております。

このような厳しい外部環境において、従前より、オルバヘルスケアは、収益率の向上や都市圏への進出、仕入価格の交渉力強化をオルバヘルスケアグループの経営課題と認識しており、また、当社は、循環器系の専門分野以外への取扱い領域の拡大や関東圏以外への進出強化、仕入価格の交渉力強化を当社グループの経営課題と認識しておりました。

両社は、上記の外部環境や内部課題の認識を踏まえ、2022年10月17日付で業務提携に関する基本合意書を締結した上で、2023年3月15日付で業務提携契約を締結し、両社間の協業に向けて検討を進めてまいりました。その後、両社間の更なる協業体制について検討を進める中で、本経営統合の実施により、両社の商圏や商材を補完し合う関係性を構築し、病院や医療現場に豊富なソリューションを提供できる強靱

な経営基盤とすることで、両社グループの更なる企業価値の向上を実現できると判断したことから、2026年5月22日付で、両社の取締役会にて本経営統合を行うことを決議し、両社の間で本経営統合契約及び本株式交換契約を締結いたしました。

両社は、本経営統合の実現により、以下のシナジーを想定しております。

(1) 代理店事業における販売網や商材の拡大及びスケールメリットの創出

両社グループの商圏や商材の相互補完により、強固な販売網を構築し、代理店事業における売上拡大を実現できると考えます。具体的には、当社グループの主要商圏である関東エリアにオルバヘルスケアグループの取り扱う医療器材全般を販売展開しつつ、オルバヘルスケアグループの主要商圏である中国四国エリアにおける循環器商材の販売も強化することで、特定の地域に依存しない全国規模の強固な販売網を確立します。

また、両社の専門的知見の共有により新規商材の目利き力を向上させ、最新の医療器材の両社での販売に繋げることを期待しております。

加えて、各商材の調達規模の拡大による仕入価格の交渉力強化により、仕入価格の低減やボリュームインセンティブを獲得し、利益率を改善できると考えております。

(2) 自社企画製品における販路やサポートエリアの拡大及び医工連携の強化

当社グループの自社企画製品である「RAQUOS インジェクションシステム」、「ホルター心電図解析」及び「心音図検査装置AMI-SSS01シリーズ超聴診器」等について、オルバヘルスケアの主要商圏である中国四国エリアやオルバヘルスケアが進出しているタイ王国における販路拡大を推進するとともに、特に中国四国エリアにおける当該製品の修理サポート対応等を通じた連携を図ります。

加えて、両社がこれまで蓄積した医療現場のニーズや知見を共有することで、新たな開発アイデアを生み出すことが可能となり、また、ベンチャー企業等との協業を含めた先進的な製品開発力も強化できると想定しております。

(3) 物流や在庫管理の最適化及びBCPの強化

中国四国エリアでの物流網の統合により、物流コストの削減と供給網の最適化を実現します。具体的には、オルバヘルスケアグループの新岡山物流センターの相互利用を検討しております。また、両社の有する有効期限のある医療器材の在庫を相互に販売・融通することで廃棄ロスを削減し、在庫回転率の向上につなげることも期待しております。

加えて、販売網や物流網の相互補完体制を構築することにより、自然災害やパンデミック時においても安定的に医療器材を供給できる地域依存度の低い強靭なインフラ体制を整備できると考えております。

(4) IT投資の効率化とデータ活用によるDXの推進

両社の有するITシステムや知見の共有化による業務効率化を実現します。具体的には、オルバヘルスケアグループの物流統合システム「L i e f l o」の両社での活用や、商品マスタの相互共有等を推進することを検討しております。

また、本経営統合に伴う資金力向上を背景に、販売管理システムや物流システム等のITシステムへの大規模な共同投資を効率的に実行することも可能となると考えております。

(5) 両社の専門的知見の共有と人材交流を通じた人材育成強化

両社が有するノウハウや知見を共有し、両社グループの人材育成の強化を実現できると考えます。具体的には、専門性を有する人材による研修の実施や教育コンテンツの相互利用を進めます。また、異なる分野に強みを持つ人材同士の交流を促進することで、組織全体のスキルアップと強固な人材基盤の構築を図ります。

両社は、本経営統合により上記のシナジーを実現することで、業界全体の再編を牽引しつつ、収益力の低下が進む病院への経営改善の最適相相談役として持続可能な医療供給体制の構築に貢献することで、医療業界の更なる発展に繋がれると考えております。

また、今後、本経営統合を通じて、両社は、オルバヘルスケアグループの既存事業においては、オルバヘルスケアグループの「網羅性」と、当社グループの「専門性」を融合させ、「総合×専門」のハイブリッド型医療機器ディーラーという確固たるポジションを築くことを目指し、また、当社の既存事業においては、代理店事業と自社企画製品事業を両軸に据え、医療現場のニーズに応えるための総合的な提案力と開発力を備えることで「医療業界に欠かせない病院経営のパートナー」となることを目指すことを通じて、本経営統合後の両社グループ全体における企業価値向上を実現してまいります。

2. 株式交換契約の内容

当社及びオルバヘルスケアが2026年5月22日付で締結した本株式交換契約の内容は以下のとおりです。

株式交換契約書

オルバヘルスケアホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及びディーブイエックス株式会社（以下「乙」という。）は、2026年5月22日（以下「本契約締結日」という。）付けにて、以下のとおり株式交換契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商 号：オルバヘルスケアホールディングス株式会社

住 所：岡山県岡山市北区下石井一丁目1番3号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商 号：ディーブイエックス株式会社

住 所：東京都港区港南一丁目8番15号

第3条（株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記録された株主（第8条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとする。以下「基準時株主」という。）に対して、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の総数に0.50を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき甲の普通株式0.50株の割合（以下「本株式交換比率」という。）をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項に従って甲が基準時株主に対して割当交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、甲は会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理する。

第4条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資 本 金：0円

(2) 資本準備金：会社計算規則第39条に従い、甲が別途定める額

(3) 利益準備金：0円

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年9月1日とする。但し、本株式交換の手の進行に応じ、必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を招集し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。

第7条（事業の運営）

1. 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意義務をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行う。
2. 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、本契約において別途定める場合を除き、本株式交換の実行又は本株式交換比率に重大な影響を及ぼす可能性のある行為を行う場合は、事前に相手方当事者と協議し合意の上、これを行う。

第8条（剰余金の配当及び自己株式取得の制限）

1. 甲は、2026年6月30日の最終の自らの株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、普通株式1株当たり80円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、2026年3月31日の最終の自らの株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、普通株式1株当たり50円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定めるものを除き、本契約締結日から効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。以下、本項において同じ。）までの間のいずれかの日を基準日とする剰余金の配当を行わないものとし、また、本契約締結日から効力発生日の前日までの間のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得（但し、(i)会社法第192条第1項に定める単元未満株式の買取請求に応じて自己株式の取得を行う場合、(ii)会社法第785条第1項又は第797条第1項に定める本株式交換に際して行使される反対株主の株式買取請求に応じて自己株式の取得を行う場合、及び(iii)乙がその役員との間で締結する譲渡制限付株式割当契約書に基づき当該役員が保有する譲渡制限付株式につき無償で自己株式の取得を行う場合を除く。）を行ってはならない。

第9条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議に基づき、基準時において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める乙の反対株主の株式買取請求にかかる株式の買取りによって乙が取得する自己株式及び乙がその役員との間で締結する譲渡制限付株式割当契約書に基づき当該役員から取得する自己株式を含む。）の全部を、基準時をもって消却する。

第10条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本株式交換の実行に重大な支障となりうる事象が発生し又は判明した場合

その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、(i)効力発生日の前日までに甲の株主総会において本契約の承認が得られない場合、(ii)効力発生日の前日までに乙の株主総会において本契約の承認が得られない場合、(iii)本株式交換に関し、法令等（外国法を含む。以下同じ。）により効力発生日までに完了していることが要求される許認可、届出等の手続（もしあれば）が、効力発生日の前日までに完了していない場合（法令等により効力発生日前に経過していることが必要な待期間が、効力発生日の前日までに経過していない場合も含む。）、及び(iv)前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第12条（管轄裁判所）

本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、各当事者が記名押印の上、各1通を保有する。

2026年5月22日

甲：岡山県岡山市北区下石井一丁目1番3号
オルバヘルスケアホールディングス株式会社
代表取締役社長 前島 洋平

乙：東京都港区港南一丁目8番15号
ディーブイエックス株式会社
代表取締役社長 柴崎 浩

3. 交換対価の相当性に関する事項

(1) 交換対価の総数の相当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容

	オルバヘルスケア (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.50
本株式交換により交付する 株式数	オルバヘルスケア株式：5,183,078株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

当社株式1株に対して、オルバヘルスケア株式0.50株を割当交付いたします。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議し合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付するオルバヘルスケア株式の数

オルバヘルスケアは、本株式交換に際して、本株式交換によりオルバヘルスケアが当社の発行済株式の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいいます。）に対し、その保有する当社株式に代えて、その保有する当社株式の数の合計に0.50を乗じて得た株数のオルバヘルスケア株式を交付する予定です。また、オルバヘルスケアが交付する株式は、新株式（5,183,078株）の発行により対応する予定です。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会決議により、基準時において保有している自己株式（当社が譲渡制限付株式報酬として役員に割り当てている譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）のうち、本株式交換の効力発生日の前営業日において譲渡制限が解除されておらず、当社が無償で取得する株式を含みます。また、本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全てを、基準時をもって消却する予定です。本株式交換によって交付する株式数は、当社の自己株式の取得や消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、オルバヘルスケアの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる当社の株主の皆様については、オルバヘルスケア株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

□単元未満株式の買取請求制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定及びオルバヘルスケアの株式取扱規程に基づき、オルバヘルスケアの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを

オルバヘルスケアに対して請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数のオルバヘルスケア株式の交付を受けることとなる当社の株主の皆様においては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当するオルバヘルスケア株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(a) 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、上記①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の決定にあたって公正性及び妥当性を確保するため、それぞれ両社から独立した第三者算定機関及び各種アドバイザーを選定しました。オルバヘルスケアは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）を、法務アドバイザーとして弁護士法人大江橋法律事務所（以下「大江橋法律事務所」といいます。）を選定し、当社は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社AGS FAS（以下「AGS FAS」といいます。）を、法務アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ法律事務所」といいます。）を選定し、本格的な検討を開始いたしました。

オルバヘルスケアにおいては、下記（3）「当社株主の利益を害さないように留意した事項（公正性を担保するための措置）」に記載のとおり、オルバヘルスケアのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサルから2026年5月21日付で取得した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである大江橋法律事務所からの助言、オルバヘルスケアが当社に対して2026年2月初旬から3月下旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、オルバヘルスケアの株主の皆様の利益に資するとの結論に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、当社においては、下記（3）「当社株主の利益を害さないように留意した事項（公正性を担保するための措置）」に記載のとおり、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGS FASから2026年5月21日付で取得した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言、当社がオルバヘルスケアに対して2026年2月初旬から3月下旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討をいたしました。その結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、当社は、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であ

ると判断いたしました。

以上のとおり、両社は、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、両社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上変更することがあります。

(b) 算定に関する事項

(ア) 算定機関の名称及び両社との関係

オルバヘルスケアの第三者算定機関である山田コンサル、当社の第三者算定機関であるAGS FASはいずれも、両社から独立した算定機関であり、両社の関連当事者に該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

なお、本株式交換に係る山田コンサルに対する報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、同種の取引における一般的な実務慣行や本株式交換が不成立となった場合にオルバヘルスケアに相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等を勘案しますと、本株式交換の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって、独立性が否定されるものではないと判断しております。また、本株式交換に係るAGS FASに対する報酬には、本株式交換の過程に複数のマイルストーンを設定し、各マイルストーンに到達する都度支払われるマイルストーン報酬が含まれているところ、AGS FASとしては、本株式交換の成否が不明な中において、報酬体系を固定報酬のみとするよりもむしろ、報酬の一部をマイルストーン報酬とする方が当社の金銭的負担の観点から望ましく、双方にとっても合理性があると考えているとのことであり、当社としてはマイルストーン報酬が含まれていることをもって独立性が否定されているわけではないと判断しております。

(イ) 算定の概要

(i) 山田コンサルによる算定

山田コンサルは、オルバヘルスケアについては、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場していることから市場株価法を用い、また、将来の事業活動の状況を算定に反映させるためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて算定を行いました。市場株価法では、2026年5月21日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場におけるオルバヘルスケア株式の基準日の株価終値、2026年4月22

日から基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、2026年2月24日から基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2025年11月25日から基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。DCF法では、オルバヘルスケアが作成した財務予測に基づく将来のキャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。なお、DCF法による算定の前提としたオルバヘルスケアの財務予測においては、大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027年6月期においては運転資本の増加幅が減少することにより前年度対比でフリー・キャッシュ・フロー（以下「FCF」といいます。）の大幅な増加を見込んでおり、2028年6月期においては、大規模な設備投資によりFCFの大幅な減少を見込んでおります。また、2029年6月期には設備投資額が減少することによりFCFの大幅な増加を見込んでおります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

当社については、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場していることから市場株価法を用い、また、将来の事業活動の状況を算定に反映させるためにDCF法を用いて算定を行いました。市場株価法では、2026年5月21日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の基準日の株価終値、2026年4月22日から基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、2026年2月24日から基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2025年11月25日から基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。DCF法では、当社が作成した財務予測に基づく将来のキャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。なお、DCF法による算定の前提とした当社の財務予測においては、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027年3月期、2028年3月期、2030年3月期及び2031年3月期において、高付加価値商品の販売増加に伴い各前年度対比で営業利益の大幅な増益を見込んでおります。また、2027年3月期から2031年3月期は営業利益の増加に伴うFCFの大幅な増加を見込んでおります。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。なお、オルバヘルスケア株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の当社株式の評価レンジは、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.47 ～ 0.56
DCF法	0.35 ～ 0.60

山田コンサルは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なもの

であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。山田コンサルの株式交換比率の算定は、2026年5月21日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、オルバヘルスケアの財務予測その他将来に関する情報については、オルバヘルスケアの経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、当社の財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、それらの予測に伴いオルバヘルスケア及び当社の財務状況が推移することを前提としております。なお、山田コンサルが提出した株式交換比率の算定結果は、オルバヘルスケアの経営陣が本株式交換における株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としており、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

(ii) A G S F A Sによる算定

A G S F A Sは、オルバヘルスケアについては、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場していることから市場株価法を用い、また、将来の事業活動の状況を算定に反映させるためにDCF法を用いて算定を行いました。市場株価法では、2026年5月21日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場におけるオルバヘルスケア株式の基準日の株価終値、2026年4月22日から基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、2026年2月24日から基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2025年11月25日から基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。DCF法では、オルバヘルスケアが作成した財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割引くことによって算定しております。なお、DCF法による算定の前提としたオルバヘルスケアの財務予測においては、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027年6月期においては運転資本の増加幅が縮小することによりFCFの大幅な増加を見込んでおり、2028年6月期においては、大規模な設備投資により各前年度対比でFCFの大幅な減少を見込んでおり、2029年6月期においては設備投資額が減少することによりFCFの大幅な増加を見込んでおります。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

当社については、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場していることから市場株価法を用い、また、将来の事業活動の状況を算定に反映させるためにDCF法を用いて算定を行いました。市場株価法では、2026年5月21日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の基準日の株価終値、2026年4月22日から基準日までの直近

1ヶ月間の終値単純平均値、2026年2月24日から基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2025年11月25日から基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。DCF法では、当社が作成した財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。なお、DCF法による算定の前提とした当社の財務予測においては、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027年3月期、2028年3月期、2030年3月期及び2031年3月期において、高付加価値商品の販売増加に伴い各前年度対比で営業利益の大幅な増益を見込んでおります。また、2028年3月期は、運転資本の増加によりFCFの大幅な減少を見込んでおり、2027年3月期及び2029年3月期から2031年3月期は営業利益の増加に伴うFCFの大幅な増加を見込んでおります。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

各評価手法による、オルバヘルスケア株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の当社株式の評価レンジは、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.48 ~ 0.55
DCF法	0.23 ~ 0.90

AGS FASは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。AGS FASは、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でAGS FASに対して未開示の事実はないこと等を前提としております。両社及びその関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含み、これらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析並びに評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。AGS FASは、提供された両社の財務予測その他将来に関する情報が、両社の経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に確認、検討又は作成されていることを前提としており、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。AGS FASの算定は、2026年5月21日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。なお、AGS FASが提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

(2) 交換対価としてオルバヘルスケア株式を選択した理由

当社及びオルバヘルスケアは、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社であるオルバヘルスケア株式を選択しました。オルバヘルスケア株式は東京証券取引所スタンダード市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も同市場において取引期間が確保されていること、また、当社の株主の皆様が本株式交換に伴うシナジーを享受することも期待できることから、上記の選択は適切であると考えております。

なお、本株式交換により、その効力発生日である2026年9月1日（予定）をもって、当社はオルバヘルスケアの完全子会社となるため、当社株式は2026年8月28日付で上場廃止（最終売買日は2026年8月27日）となる予定です。

上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引をすることができなくなりますが、本株式交換により当社の株主の皆様が割り当てられるオルバヘルスケア株式は東京証券取引所スタンダード市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、基準時において当社株式を200株以上保有し、本株式交換によりオルバヘルスケア株式の単元株式数である100株以上のオルバヘルスケア株式の割当てを受ける当社の株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、基準時において、200株未満の当社株式を保有する当社の株主の皆様には、オルバヘルスケア株式の単元株式数である100株に満たないオルバヘルスケア株式が割り当てられます。そのような単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することになる株主の皆様は、オルバヘルスケアに対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。詳細については、上記（1）①「本株式交換に係る割当ての内容」〔注3〕「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記（1）①「本株式交換に係る割当ての内容」〔注4〕「1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である2026年8月27日（予定）までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その保有する当社株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(3) 当社株主の利益を害さないように留意した事項（公正性を担保するための措置）

本株式交換において上場会社である当社がオルバヘルスケアの株式交換完全子会社となることから、両社は、本株式交換の公正性を担保するために以下の措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

両社は、本株式交換における株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、オルバヘルスケアは、両社から独立した第三者算定機関である山田コンサルを選定し、2026年5月21日付で、株式交換比率に関する算定書を取得し、また、当社は、両社から独立した第三者算定機関であるAG

S F A Sを選定し、2026年5月21日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。各算定書の概要は上記(1)②(b)「算定に関する事項」をご参照ください。なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から、本株式交換の株式交換比率が両社の株主にとって財務的見地より公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

本株式交換の法務アドバイザーとして、オルバヘルスケアは大江橋法律事務所を、当社は西村あさひ法律事務所を選任し、それぞれ本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、大江橋法律事務所及び西村あさひ法律事務所は、いずれも両社から独立しており、本株式交換を含む本経営統合に関して両社との間で重要な利害関係を有しません。

大江橋法律事務所は、オルバヘルスケアと法律顧問契約を締結しておりますが、同事務所はオルバヘルスケアに限らず多数の依頼者に対してリーガル・サービスを提供する外部の法律事務所であり、オルバヘルスケアも同事務所の依頼者の一つとして、その取扱分野や専門性を踏まえ都度の法律相談を行うために法律顧問契約を締結しているものであり、かかる契約を締結していることをもって同事務所のオルバヘルスケアからの独立性は害されず、また、同事務所の報酬は、本株式交換を含む本経営統合の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないことから、オルバヘルスケアは、同事務所の独立性に問題はないと判断しているとのこととです。

なお、2026年5月22日現在において、両社の間には資本関係及び人的関係はなく、関連当事者に該当しないため、本株式交換に関する取締役会における意思決定の実施にあたって両社の間には特段の利益相反関係は生じないことから、上記①「独立した第三者算定機関からの算定書の取得」及び②「独立した法律事務所からの助言」のほか、特別な措置は講じておりません。

(4) オルバヘルスケアの資本金及び準備金等の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加するオルバヘルスケアの資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い、オルバヘルスケアが適当に定めるものといたします。かかる取扱いは、オルバヘルスケアの財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

4. 交換対価について参考となるべき事項

(1) 株式交換完全親会社であるオルバヘルスケアの定款の定め

オルバヘルスケアの定款は、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面(電子提供措置事項記載書面)への記載は省略しておりますが、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.dvx.jp/ir/library5/>)及び東京証券取引所ウェブサ

イト (<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>) に掲載しております。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項

① 交換対価を取引する市場

オルバヘルスケア株式会社は、東京証券取引所スタンダード市場において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次又は代理を行うもの

オルバヘルスケア株式会社は、全国の各金融商品取扱業者（証券会社）において取引の媒介、取次等が行われております。

③ 交換対価の譲渡その他の処分の制限の内容

該当事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項

本株式交換契約の締結を公表した日（2026年5月22日）の前営業日（2026年5月21日）を基準として、1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の東京証券取引所スタンダード市場におけるオルバヘルスケア株式の終値の平均は、それぞれ2,087円、2,109円、2,091円です。また、オルバヘルスケア株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト (<https://www.jpx.co.jp/>) 等でご覧いただけます。

(4) 株式交換完全親会社であるオルバヘルスケアの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

オルバヘルスケアは、いずれの事業年度においても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

5. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

6. 計算書類等に関する事項

(1) オルバヘルスケアの最終事業年度に係る計算書類等の内容

オルバヘルスケアの最終事業年度（2025年6月期）に係る計算書類等の内容については、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載は省略しておりますが、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.dvx.jp/ir/library5/>) 及び東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpix.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>) に掲載しております。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等

① 当社

(a) 本経営統合契約及び本株式交換契約の締結

当社は、2026年5月22日開催の取締役会において、本経営統合に関し、オルバヘルスケアを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で両社間において本経営統合契約及び本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、上記2.「本株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

(b) 自己株式の消却

当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有している自己株式（本譲渡制限付株式のうち、本株式交換の効力発生日の前営業日において譲渡制限が解除されておらず、当社が無償で取得する株式を含みます。また、本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時において消却する予定です。

(c) 剰余金の配当

当社は、2026年5月15日開催の取締役会における決議に基づき、2026年6月12日を効力発生日として、当社株式1株につき50円、配当総額525,047,800円の剰余金の配当を行う予定です。なお、当社は会社法第459条第1項に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う旨を定款に定めております。

② オルバヘルスケア

(a) 本経営統合契約及び本株式交換契約の締結

オルバヘルスケアは、2026年5月22日開催の取締役会において、本経営統合に関し、オルバヘルスケアを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で両社間において本経営統合契約及び本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、上記2.「本株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

(b) 剰余金の配当

オルバヘルスケアは、2025年9月25日開催の定時株主総会における決議に基づき、2025年9月26日を効力発生日として、同社株式1株につき80円、配当総額494,378,240円の剰余金の配当を行いました。

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査等委員会は、指名・報酬諮問委員会での審議を踏まえ、指名の手続きは適切であり、各候補者の業務執行状況及び取締役会全体の実効性の観点から当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	
1	しば さき 柴 崎 ひろし 浩	代表取締役社長	再任
2	は た の 波多野 たけし 剛	取締役（販売代理店事業担当）	再任
3	す わ さと し 諏 訪 聡 志	取締役（財務経理、業務、経営管理、経営戦略及び人事担当）	再任
4	き むら たつ や 木 村 竜 也	執行役員	新任
5	よし だ あつ し 吉 田 篤 史	執行役員	新任
6	すぎ やま すみ お 杉 山 純 男	社外取締役	再任 社外 独立

新任 新任取締役候補者 再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

しば さき ひろし
柴 崎 浩 (1965年4月23日生)

所有する当社の株式数…………… 103,900株
在任年数…………… 16年
取締役会出席状況…………… 17/17回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1986年8月	松永歯科医院入社	2017年4月	取締役（不整脈営業担当）執行役員
1991年8月	株式会社ヘルツ入社	2017年6月	常務取締役（不整脈営業担当）執行役員
1998年12月	営業部長	2018年4月	常務取締役（不整脈営業担当）
2003年1月	取締役営業本部長	2018年6月	取締役副社長（営業全般及び不整脈担当）
2004年2月	株式会社ヘルツとディーブイエック スジャパン株式会社の合併により当 社取締役ヘルツ事業部長	2019年4月	代表取締役副社長
2007年6月	執行役員ヘルツ事業本部長	2019年6月	代表取締役社長（現任）
2010年4月	執行役員営業統括本部長	2020年11月	株式会社MSS取締役会長（現任）
2010年6月	取締役執行役員営業統括本部長	2025年4月	総合医療サービス株式会社取締役 （現任）
2012年4月	取締役（営業担当）		
2015年4月	取締役（営業及びマーケティング担 当）執行役員		

取締役候補者とした理由

柴崎 浩氏は、当社入社以来、主に営業に関する分野に携わり、取締役に就任して以来、営業全般を統括し、豊富な経験と見識を有しております。現在は、代表取締役社長として経営全般を統括し業容拡大を推進していることから、引き続き業務執行の監督及び当社の企業価値向上への貢献を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

は た の たけし
波多野 剛

(1977年3月13日生)

所有する当社の株式数…………… 32,100株
在任年数…………… 3年
取締役会出席状況…………… 16/17回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

2000年4月	日本フード株式会社（現 関東日本 フード株式会社）入社	2019年4月	執行役員中日本第一営業部長
2004年4月	当社入社	2023年4月	執行役員中日本第三営業部長
2015年4月	第四営業部長	2023年6月	取締役（販売代理店事業担当）（現任）

取締役候補者とした理由

波多野 剛氏は、当社入社以来、主に営業に関する分野に携わり、また、取締役に就任して以来、販売代理店事業部門を統括し、豊富な経験と見識を有しております。引き続きこれらの経験と見識を活かし営業部門の業務執行の監督及び当社の企業価値向上への貢献を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

す わ さ と し
諏訪 聡志

(1974年1月25日生)

所有する当社の株式数…………… 19,300株
在任年数…………… 2年
取締役会出席状況…………… 17/17回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1995年6月	当社入社	2025年4月	総合医療サービス株式会社監査役（現任）
2012年4月	業務部長	2025年6月	取締役（財務経理、業務、経営管理、経営戦略及び人事担当） 執行役員（現任）
2017年4月	財務経理部長		
2021年4月	執行役員業務部長		
2024年6月	取締役（財務経理及び業務担当） 執行役員		

取締役候補者とした理由

諏訪 聡志氏は、当社入社以来、主に財務経理及び業務部門における職務に携わり、財務・経理に関して豊富な経験と見識を有しております。現在は財務経理及び業務部門を統括し、同部門の強化を推進していることから、引き続き業務執行の監督及び当社の企業価値向上への貢献を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

木村 竜也

(1969年3月9日生)

所有する当社の株式数…………… 2,700株

新任

【略歴、当社における地位及び担当】

1989年 4月 エヌピーキャノン事務機株式会社入社 2017年 10月 当社入社
1995年 4月 株式会社オリンピア入社 2022年 4月 営業企画部長
1997年 1月 セント・ジュードメディカル株式会社 2024年 7月 執行役員（現任）
（現 アボットメディカルジャパン合同会社）

取締役候補者とした理由

木村 竜也氏は、当社入社以来、主に営業及び営業企画部門における職務に携わり、営業全般に関して豊富な経験と見識を有しております。現在は営業企画及び営業推進部門の執行役員として、同部門の強化を推進していることから、引き続き業務執行の監督及び当社の企業価値向上への貢献を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

吉田 篤史

(1974年6月26日生)

所有する当社の株式数…………… 2,700株

新任

【略歴、当社における地位及び担当】

1998年 4月 株式会社プライムコンサルタント入社
2007年 4月 当社入社
2021年 4月 財務経理部長
2024年 7月 執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

吉田 篤史氏は、当社入社以来、主に財務経理における職務に携わり、財務・経理に関し豊富な経験と見識を有しております。現在は財務経理及び業務部門並びに経営戦略部門の執行役員として、同部門の強化を推進していることから、引き続き業務執行の監督及び当社の企業価値向上への貢献を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

すぎ やま すみ お
杉 山 純 男 (1954年7月22日生)

所有する当社の株式数…………… 0株
在任年数…………… 2年
取締役会出席状況…………… 17/17回

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1977年 3月	ボシユロム・ジャパン株式会社入社	2007年 8月	ソーリン・ジャパン株式会社 (現 リヴァノヴァ株式会社) 代表取締役
1988年 2月	ニッポンリーバB.V.入社		
1991年 9月	メドトロニック・ジャパン株式会社 入社	2018年 8月	株式会社iCorNet研究所 事業化担 当取締役 (現任)
2002年 12月	ベクトン・ディッキンソン株式会社 入社	2024年 6月	当社社外取締役 (現任)
2006年 4月	日本エラメディカル株式会社入社		

【重要な兼職の状況】

株式会社iCorNet研究所 事業化担当取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

杉山 純男氏は、主としてメディカル製品の営業、マーケティング及びマネジメントに関し、約40年に渡る経験があり、それらに基づく健全かつ効率的な経営を推進するための助言と経営の監督機能を期待し、当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、本格的な消費財マーケティングも経験し医療機器業界にあっては数少ないマーケティング専門家としての知見があり、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

【独立性に関する事項】

当社は杉山 純男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、当社は同取引所が定める基準に加えて、当社や当社役員、主要株主との関係等も加味した独自の独立性基準を設定しており、同氏は当該独立性基準を満たしております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 杉山 純男氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 杉山 純男氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終了の時をもって2年となります。
 4. 当社は杉山 純男氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。杉山 純男氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
 5. 当社は取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額会社負担としております。当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されることとなります。各候補者の再任が承認された場合には、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、各候補者の任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	みやがわ たけし 宮川 猛	取締役（監査等委員）	再任
2	のじま とおる 野島 透	社外取締役（監査等委員）	再任 社外 独立
3	たのうえ あきこ 田上 昭子	社外取締役（監査等委員）	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

みやがわ たけし
宮川 猛 (1976年8月27日生)

所有する当社の株式数…………… 37,800株
在任年数…………… 4年
取締役会出席状況…………… 17/17回
監査等委員会出席状況…………… 18/18回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1998年12月	株式会社医療ソフトサポートセンター (現株式会社MSS) 入社	2019年4月	当社内部監査室長
2001年4月	当社入社	2019年6月	株式会社MSS代表取締役 (現任)
2002年12月	株式会社MSS取締役	2019年9月	株式会社日誠メディテック代表取締役 (現任)
2018年4月	当社業務部長	2021年4月	当社執行役員内部監査室長
		2022年6月	取締役 (監査等委員) (現任)

【重要な兼職の状況】

株式会社MSS代表取締役
株式会社日誠メディテック代表取締役

監査等委員である取締役候補者とした理由

宮川 猛氏は、主に業務、内部監査に関する分野に携わり、豊富な経験と見識を有しております。現在もそれらを当社の監査に活かしていただいていることから、引き続き業務執行の監督及び当社の企業価値向上への貢献を期待し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

の しま とおる
野 島 透 (1960年10月13日生)

在任年数…………… 6年
取締役会出席状況…………… 16/17回
監査等委員会出席状況…………… 17/18回

再 任

社 外

独 立

【略歴、当社における地位及び担当】

1985年 4月	鈴木税理士事務所入所	2009年 7月	朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）代表社員
1992年 11月	監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社	2019年 7月	野島透公認会計士事務所所長（現任）
2002年 7月	朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）社員	2020年 6月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）

【重要な兼職の状況】

野島透公認会計士事務所所長

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

野島 透氏は、公認会計士として培われた専門的な知識と豊富な経験を有しており、現在もそれらを当社の監査に活かしていただいていることから、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

【独立性に関する事項】

当社は、野島 透氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、当社は同取引所が定める基準に加えて、当社や当社役員、主要株主との関係等も加味した独自の独立性基準を設定しており、同氏は当該独立性基準を満たしております。

候補者番号

3

たの うえ あき こ
田 上 昭 子

(1967年3月5日生)

在任年数…………… 4年

取締役会出席状況…………… 17/17回

監査等委員会出席状況…………… 18/18回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

社外

2001年12月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 2022年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

独立

2006年12月 コスモス法律事務所入所 同事務所
パートナー（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

田上 昭子氏は、弁護士として培われた専門的な知識と豊富な経験を有しており、現在もそれらを当社の監査に活かしていただいていることから、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

【重要な兼職の状況】

コスモス法律事務所パートナー

【独立性に関する事項】

当社は、田上 昭子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、当社は同取引所が定める基準に加えて、当社や当社役員、主要株主との関係等も加味した独自の独立性基準を設定しており、同氏は当該独立性基準を満たしております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 野島 透氏及び田上 昭子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 野島 透氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
4. 田上 昭子氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は宮川 猛氏、野島 透氏及び田上 昭子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。宮川 猛氏、野島 透氏及び田上 昭子氏の再任が承認された場合には、各氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は監査等委員である取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており保険料は全額会社負担としております。当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されることとなります。各候補者の再任が承認された場合には、各候補者の任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

<ご参考>

議案を原案どおり承認可決いただいた場合、取締役会の構成及び各取締役のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	年齢 (歳)	在任 年数	独立 社外	性別	指名・ 報酬諮 問委員 (※)	スキル・キャリア								
						企業経営 経営戦略	監査	マーケティング 営業	財務会計 金融	人事労務	法務 リスク管理	技術開発	ICT DX	
取締役	柴崎 浩	61	16		男性	●	●		●				●	
	波多野 剛	49	3		男性		●		●					
	諏訪 聡志	52	2		男性				●	●				●
	木村 竜也	57	—		男性				●				●	
	吉田 篤史	51	—		男性		●			●				
	杉山 純男	71	2	●	男性		●		●				●	
取締役 監査等 委員	宮川 猛	49	4		男性			●						●
	野島 透	65	6	●	男性	●		●	●					
	田上 昭子	59	4	●	女性	●		●			●	●		

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2024年6月28日開催の第38期定時株主総会において補欠取締役に選任されました鈴木 乃里子氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされており、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

すず き の り こ
鈴木 乃里子 (1957年12月29日生)

社外

独立

【略歴、地位及び担当】

1981年3月	監査法人中央会計事務所入所	2015年10月	鈴木乃里子公認会計士事務所開設 (現在に至る)
1989年3月	中央クーパーズ・アンド・ライブラ ンド国際税務事務所(現PwC税理士 法人)入所	2020年4月	フロンティア不動産投資法人監督役員 (現任)
1992年10月	監査法人朝日新和会計社(現有限責 任あずさ監査法人)入社	2021年6月	西松建設株式会社社外取締役(監査 等委員)(現任)
		2022年6月	社外取締役(監査等委員・補欠)

【重要な兼職の状況】

フロンティア不動産投資法人監督役員
西松建設株式会社社外取締役(監査等委員)

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

鈴木 乃里子氏は、公認会計士として培われた専門的な知識と豊富な経験を有しており、それらを当社の監査に活かしていただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

【独立性に関する事項】

当社は東京証券取引所が定める基準に加えて、当社や当社役員、主要株主との関係等も加味した独自の独立性基準を設定しており、鈴木 乃里子氏は当該独立性基準を満たしております。

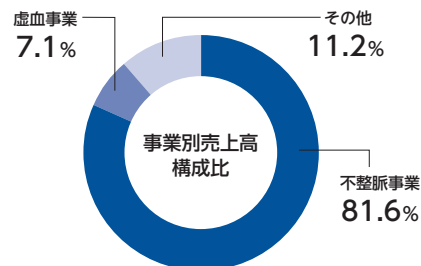
- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 鈴木 乃里子氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 鈴木 乃里子氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。鈴木 乃里子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 | 企業集団の現況に関する事項

	第40期 (2026年3月期)
売上高	55,988,774千円
営業利益	294,058千円
経常利益	301,491千円
親会社株主に帰属 する当期純利益	225,381千円



(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度及び前連結会計年度末との比較・分析の記載はしていません。

当連結会計年度の我が国の経済は、緩やかに回復していました。しかしながら、2026年2月末、アメリカとイスラエルがイランに対して軍事行動を開始しました。その結果、ホルムズ海峡が封鎖され、中東から原油を積んだタンカーの往来に制約が出ました。今後の見通しにつきましては、中東情勢における地政学的リスクの高まりにより、原材料価格やエネルギー価格の上昇、物流の混乱などが懸念されております。

医療業界におきましても、中東情勢の影響によって、エネルギー価格や各種コストの上昇によって、医療資材の生産コストが高騰していく可能性が高まってきています。診療報酬は即時に価格転嫁できない制度的な制約もあり、今後、医療機関の経営環境が非常に厳しい状況になっていく懸念があります。また、ナフサを原料とする医療資材の供給不足が発生し、必要な時に適切な医療が受けられなくなったりするなど、日常生活にも大きな影響が及ぶ可能性もあり得ます。

このような情勢のもと、当社では、持続可能な医療環境の整備の一翼を担うべく、医療機関のニーズを捉えた最適な商品やサービスの提案に努め、医療の安全、安心のために安定して商品を供給し続けることを使命とし企業活動を行ってまいりました。

2024年9月よりPFアブレーション用カテーテルが新発売されました。この商品は、従来の他のカテーテル商品よりも安全性と手技時間の短縮効果が認められるもので、今後の心臓手術では主力商品になるものと見込まれます。当連結会計年度においても販売数量は増加しましたが、償還価格が抑えられている影響で粗利は低下しました。その他、人件費の増加や戦略的な経費支出を積極的に行ったことから、当連結会計年度の売上高は55,988,774千円、営業利益294,058千円、経常利益301,491千円、親会社株主に帰属する当期純利益225,381千円となりました。

セグメント別の売上状況は次のとおりです。

不整脈事業

売上高 **45,709**百万円

主に、PFアブレーション用カテーテル及び心腔内超音波プローブの販売が好調だったことから、当連結会計年度の売上高は45,709,445千円、セグメント利益は4,134,033千円となりました。

虚血事業

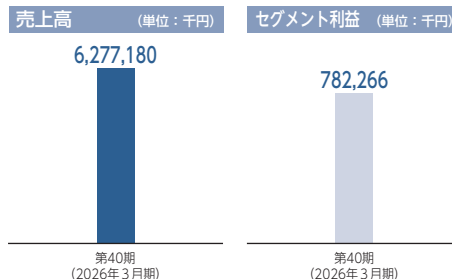
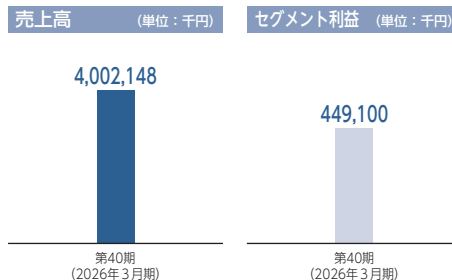
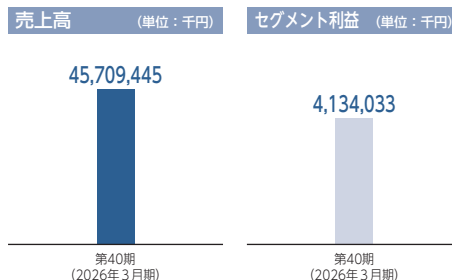
売上高 **4,002**百万円

主に、経皮的冠動脈形成術用穿刺止血材料及びバルーンカテーテルの販売が好調だったため、当連結会計年度の売上高は4,002,148千円、セグメント利益は449,100千円となりました。

その他

売上高 **6,277**百万円

主に、TAVIなどのストラクチャー関連の販売が好調だったこと及び子会社の業績を取り込んだ結果、当連結会計年度の売上高は6,277,180千円、セグメント利益は782,266千円となりました。

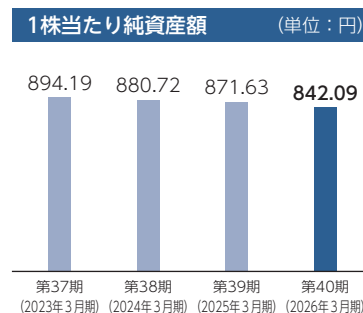
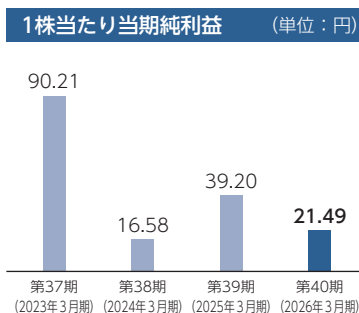
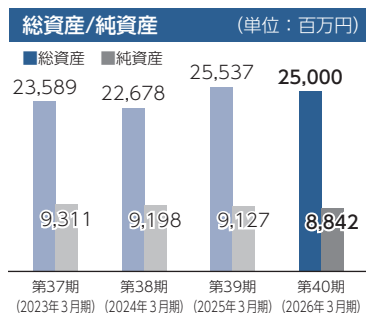
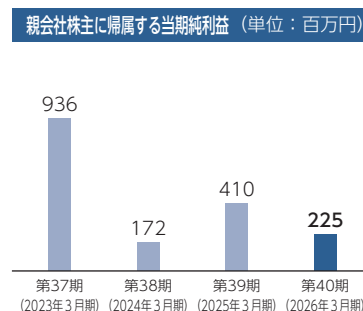
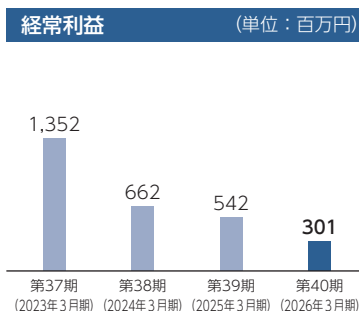
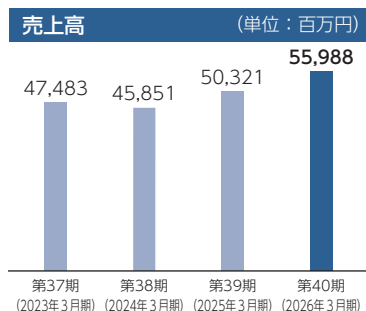


(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は446,352千円で、その主なものは、レンタル機、営業用デモ・バックアップ機に係る投資であります。

その所要資金は自己資金をもって充当いたしました。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況 (第39期以前は当社の状況、第40期は企業集団の状況)



区分		第37期 2023年3月期	第38期 2024年3月期	第39期 2025年3月期	第40期 (当連結会計年度) 2026年3月期
売上高	(百万円)	47,483	45,851	50,321	55,988
経常利益	(百万円)	1,352	662	542	301
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純利益	(百万円)	936	172	410	225
1株当たり当期純利益	(円)	90.21	16.58	39.20	21.49
総資産	(百万円)	23,589	22,678	25,537	25,000
純資産	(百万円)	9,311	9,198	9,127	8,842
1株当たり純資産額	(円)	894.19	880.72	871.63	842.09

(4) 対処すべき課題

当社は、継続的な成長を実現していくために、以下の事項を課題と認識しております。

① 利益率、生産性向上

近年においては、顧客である医療機関からは、償還価格の引き下げによる値下げ要請、あるいは医療経営環境改善のための値下げ要請への対応が求められる傾向が継続しており、当社においても一層の効率化や合理化が求められていると認識しております。独自製品拡充、自社企画品投入、仕入先企業との協力関係の構築に加え、DX推進による物流・事務の効率化への取り組みを行っております。

② 地域的依存度低減

当社は、主力の不整脈事業において、関東地区に特化した営業展開をしてきた経緯から、同地区への売上依存度が非常に高い状況にあります。そのため、更なる業容拡大を目指すためには、不整脈事業の営業エリアを拡大することが不可欠であるとの認識を持っております。今後も、コア事業の競争力保持のために資本効率を意識しながら更なる販売拡大、全国展開を図ります。

③ 強靱な事業ポートフォリオ

不整脈分野の販売代理店事業中心の事業構成のリスク分散及び当社の持続的成長の観点から、輸入総代理店機能の強化、独自製品・自社企画品の開発力強化に取り組みます。顧客ニーズにあった医療機器をいち早く、継続的に提案するために、常に国内外の最新医療情報を把握し新商品の早期の販売権獲得と、迅速な薬事承認の取得が求められるところであります。

特に、虚血事業における取扱商品の充実が急務とされているため、自社開発製品である自動造影剤注入装置「RAQUOS インジェクションシステム」の国内普及に向けた取り組みや、マーケティング部門や薬事部門の活動による製品導入の取組みに加え、研究開発部門の機能強化や営業部門の組織強化等により主力商品の育成に取り組んでおります。

④ 新たな成長基盤の強化（市場）

新たな成長市場の獲得のために独自製品の海外輸出に取り組んでおります。既に輸出実績のある不整脈シミュレーター「EPSトレーナー」に加え、「RAQUOS インジェクションシステム」の海外輸出開始に向けた準備を開始しております。

⑤ 成長基盤の強化（組織）

持続的成長のためには組織・人材の支えが必要であり、その強化が課題となります。そのために女性活躍の促進はもちろん多様な人材の活用に取り組みます。働きやすい職場環境の提供、能力開発のための教育を進めてまいります。

⑥ ESGに関する取り組み

当社は、「生命と健康を守る」をパーパスに掲げ、医療業界で「患者・医師・医療関係者にとって有益な製品・サービスを提供し、最適な医療の普及に貢献する」ことをミッションとし、現在と未来の社会・環境に対する責任を自覚しながら事業活動を行うことを目指しております。

以下のとおりESGに関する方針を定め、それぞれの課題に継続的に取り組むことで持続的に企業価値を高めてまいります。課題への取り組み状況は当社ホームページで継続的に公開してまいります。

(E) Environment 環境に関する方針	(S) Social 社会への貢献に関する方針	(G) Governance コーポレートガバナンスに関する方針
<p>当社は、社会生活、企業活動の基盤である自然環境の負荷軽減に貢献します。また、医療業界におけるソリューションリーダーとして、未来を見据え、効率的な資源利用と環境保全に配慮した事業活動を行います。</p>	<p>当社は、『心』ある多様な人材を持続的競争優位の源泉と考え、全ての従業員がいきいきと働くことができる職場環境を整備し、幸せな生活と人生の基盤を提供します。また、従業員の創造的な活動を通じて、社会全体への最適な医療の提供に貢献します。</p>	<p>当社は、自然環境、社会環境といった環境の変化に柔軟に対応し、果敢に挑戦することができるリスク管理体制を構築、維持します。また、社会やステークホルダーに対する責任を自覚し、その信頼に応えるため、適切な牽制機能を備え、透明性の高い情報開示を行います。</p>
重要課題	重要課題	重要課題
<p>消費電力の削減 ガソリン使用量の削減 資源の有効活用</p>	<p>安全な職場環境 ダイバーシティ (D&I) の推進 働きがいの創出 地域社会への貢献 公正な取引の推進 サプライチェーンのサステナビリティ</p>	<p>コーポレートガバナンス体制の強化 内部統制システムの適正な運用 情報セキュリティマネジメント体制強化 災害レジリエンスの強化 透明性の高い情報公開 コンプライアンス推進 リスク管理体制の適正な運用 役員報酬・指名決定手続</p>

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
総合医療サービス株式会社	10百万円	100%	ホルター心電図の解析

(6) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社の事業内容は商品に応じて「不整脈事業」、「虚血事業」、「その他」に区分されます。
以下、各事業について説明いたします。

① 不整脈事業

不整脈とは、心臓を動かす刺激の発生又は刺激が伝わる伝導路の異常によって心臓のリズムが乱れる疾患のことで、脈が遅くなる徐脈、速くなる頻脈、脈が飛ぶ期外性収縮の3つに分けられます。原因としては、先天的なもの以外に加齢や喫煙、ストレス等によって引き起こされるといわれております。

不整脈事業においては、徐脈、頻脈、期外性収縮の治療に用いる心臓ペースメーカ、アブレーションカテーテル（心筋焼灼術用カテーテル）、ICD（植込み型除細動器）、検査用電極カテーテルが主力商品となっております。当事業はこれら不整脈の検査・治療のための医療機器を関東地域を中心に、医療機器輸入商社及び国内医療機器メーカーから仕入れ、主に医療施設に対し卸売会社として販売しております（販売代理店業）。

② 虚血事業

虚血とは、血管の狭窄又は閉塞により組織への血流が不十分もしくは途絶している状態を指します。虚血により引き起こされる虚血性疾患としては、心臓の冠動脈で起こる心筋梗塞や狭心症、脳の血管で起こる脳梗塞等が代表的なものです。原因となる動脈硬化は糖尿病や高血圧、高脂血症等によって進行し、肥満や喫煙、運動不足、ストレスの多い生活等も動脈硬化を促進させるといわれております。

虚血事業においては、虚血性疾患の検査・治療のための医療機器を、国内外の医療機器メーカーより直接仕入れ、主として全国の医療機器販売代理店を経由して、医療施設に販売しております（国内総代理店業）。このため、全国主要都市において虚血事業を中心とした営業拠点を既に展開しております。

なお、国内で医療機器として流通させるためには厚生労働省の薬事承認を取得する必要があり、当社は有望な医療機器を国内外に見出すためにマーケティングを担当する部門や、薬事承認及び品質保証を担当する部門を設置しております。

また、不整脈事業と同様の形態をとり、虚血分野の検査・治療に用いる医療機器を輸入商社や国内医療機器メーカーから仕入れ、販売代理店として医療施設等に対し販売を行っております。

当事業の主な取扱商品は、当社が製造販売業者の認証を有する自動造影剤注入装置「RAQUOS インジェクションシステム」等であります。

③ その他

「その他」においては、構造的な疾患商品、脳外科商品、一般外科商品、消化器商品、放射線防護用品等、主力事業である不整脈事業及び虚血事業に属さない商品の販売及び子会社のホルター心電図の解析等が含まれています。

(7) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	東京都港区
北海道営業所	北海道札幌市中央区
仙台営業所	宮城県仙台市青葉区
茨城営業所	茨城県つくば市
千葉営業所	千葉県市川市
群馬営業所	群馬県前橋市
埼玉営業所	埼玉県さいたま市大宮区
栃木営業所	栃木県河内郡
東京営業所	東京都豊島区
八王子営業所	東京都八王子市
横浜営業所	神奈川県横浜市金沢区
山梨出張所	山梨県甲府市
静岡営業所	静岡県静岡市葵区
沼津営業所	静岡県沼津市
浜松営業所	静岡県浜松市中央区
名古屋営業所	愛知県名古屋市中区
近畿営業所	大阪府大阪市淀川区
福井営業所	福井県福井市
岡山営業所	岡山県岡山市
福山営業所	広島県福山市
広島営業所	広島県広島市西区
島根営業所	島根県松江市
九州営業所	福岡県久留米市
沖縄営業所	沖縄県那覇市
技術サービスセンター	東京都大田区
物流センター	東京都大田区

② 子会社

名称	所在地
本社	大阪府大阪市東成区

(8) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
361 (34) 名	—	39.5歳	8.1年

- (注) 1. 平均年齢・平均勤続年数は、小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数は就業人員（執行役員8名及び嘱託社員8名を含む。）であります。
 3. 臨時雇用者数（人材派遣会社からの派遣社員を除き、パートタイマーを含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
 4. 第40期より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比 増減は記載しておりません。

(9) 主要な借入先及び借入額 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社池田泉州銀行	18,735千円

2 株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 44,000,000株
(2) 発行済株式の総数 10,500,956株 (自己株式279,044株を除く)
(3) 当事業年度末の株主数 3,753名
(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社MSS	3,539,600株	33.71%
株式会社UH6	807,700株	7.69%
UH Partners 2 投資事業有限責任組合	769,200株	7.33%
光通信K K 投資事業有限責任組合	663,700株	6.32%
エスアイエル投資事業有限責任組合	631,200株	6.01%
泉工医科工業株式会社	322,000株	3.07%
E L C A M I N O R E A L 株式会社	232,900株	2.22%
UH Partners 3 投資事業有限責任組合	157,100株	1.50%
宮川 元	136,000株	1.30%
戸田 幸子	134,400株	1.28%

- (注) 1. 当社は、自己株式を279,044株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員であるもの及び社外役員を除く)	16,100株	3名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4.会社役員に関する事項 (2) 取締役の報酬等の額」に記載しております。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	柴 崎 浩	
取締役	波多野 剛	販売代理店事業担当
取締役	内 田 好 則	総代理店事業、営業推進及び開発製品事業担当
取締役	諏 訪 聡 志	財務経理、業務、経営管理、経営戦略及び人事担当、執行役員
取締役	宮 本 聡	経営全般担当
取締役	杉 山 純 男	株式会社iCorNet研究所 事業化担当取締役
取締役 (監査等委員・常勤)	宮 川 猛	株式会社MSS代表取締役 株式会社日誠メディテック代表取締役
取締役 (監査等委員)	野 島 透	野島透公認会計士事務所 所長
取締役 (監査等委員)	田 上 昭 子	コスモス法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役 杉山純男氏並びに取締役 (監査等委員) 野島透氏及び田上昭子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
2. 取締役 (監査等委員) 野島透氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 業務執行取締役との常時意見交換により十分な情報収集を行うとともに、内部監査室との十分な連携を可能とする体制により監査・監督の実効性、機能強化を図るため、宮川猛氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
堂垣内 重晴	2025年6月27日	任期満了	取締役

5. 当事業年度中における取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
諏訪聡志	財務経理及び業務担当、執行役員	財務経理、業務、経営管理、経営戦略及び人事担当、執行役員	2025年6月27日
宮本聡	経営管理、経営戦略及び人事担当、執行役員	経営全般担当	2025年6月27日

(2) 取締役の報酬等の額

① 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)							
		固定報酬		業績連動報酬等 (賞与)		株式報酬		その他	
		支給 人数	金額	支給 人数	金額	支給 人数	金額	支給 人数	金額
取締役 (監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	123,400 (7,556)	7名 (2名)	107,193 (6,306)	— (—)	— (—)	3名 (—)	14,957 (—)	1名 (1名)	1,250 (1,250)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	25,512 (10,512)	3名 (2名)	25,512 (10,512)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
合計	148,912	10名	132,705	—	—	3名	14,957	1名	1,250

- (注) 1. 上記には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、2026年3月31日現在の取締役に対して当事業年度の在任期間に応じて支給された報酬等の額及び、2025年6月27日開催の第39期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対して2025年4月から退任時までには支給された報酬等の額を記載しております。
3. 株式報酬は、当事業年度に付与した譲渡制限付株式報酬のうち費用計上すべき金額を記載しております。
4. 取締役 (監査等委員を除く。) の報酬限度額は、2020年6月24日開催の第34期定時株主総会において年額250,000千円以内 (ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名 (うち社外取締役2名) です。
5. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年6月24日開催の第34期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
6. 取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) に対する譲渡制限付株式に関する報酬の総額は、2020年6月24日開催の第34期定時株主総会において年額80,000千円以内且つ80千株以内 (ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) の員数は5名です。
7. 上記表中の「その他」は、2020年6月24日開催の第34回定時株主総会において取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議したことに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し支給した退職慰労金です。

② 非金銭報酬等 (株式報酬) の内容

非金銭報酬等（株式報酬）の内容は、当社普通株式であり、その株式数は以下のとおりです。また、当株式には、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う旨の条件を付しております。

取締役 3名 16,100株

③ 当社の役員が受ける報酬等の決定に関する方針

当社は、2022年5月16日開催の取締役会において、次の役員報酬方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が、当該方針及び指名・報酬諮問委員会の答申をもとに、2024年6月28日開催の取締役会の決議により決定されていることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ア. 役員報酬方針策定の目的

当社は、誠実で透明性のある経営体制を構築、維持し、企業価値を継続的に高めることを本方針策定の目的とします。

イ. 役員報酬の基本的な考え方

- ・業績及び中長期的な企業価値との連動を重視した報酬とし、株主と価値を共有するものとします。
- ・当社役員の役割及び職責に相応しい水準とします。
- ・社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会の審議を経ることで、客観性及び透明性を確保します。

ウ. 役員報酬の水準

役員報酬の水準については、当社の事業内容及び経営環境における各種ファンダメンタルズを考慮しつつ、時価総額や営業利益水準等で当社と同規模企業における役員報酬水準を参考とし、指名・報酬諮問委員会の審議を経て、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において取締役会決議により決定します。

エ. 報酬の種類

・固定報酬

事業計画における定性目標への貢献度と職責に応じた役位ごとの固定金銭報酬といたします。

・業績連動報酬

短期のインセンティブ報酬として、期末ROEが10%以上であることを支給条件とし、過去3事業年度における最高営業利益（A）の110%以上（B、業績連動報酬支給前の営業利益とします。）を達成した場合に、BとAの差分の20%を支給総額の限度として役位に応じ支給するものとします。

なお、この支給計算方法は、3年ごとに見直しいたします。

・株式報酬

中長期のインセンティブ報酬として、株主の皆様と利害共有を図り、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるため、役位に応じた譲渡制限付株式報酬制度による株式報酬とします。

オ. 報酬の構成

・取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）

職責に応じた役位ごとの固定報酬、事業年度ごとの会社業績や取締役の個別業績評価等に基づき変動する業績連動報酬及び中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるための株式報酬の構成としています。なお、業績連動報酬は後述K P I が未達成の場合、支給されません。

固定報酬	業績連動報酬（賞与）	株式報酬
60%程度	20%程度	20%程度

・社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）

監査等委員でない社外取締役の報酬等は、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督するという役割に鑑みて、固定報酬のみとします。

固定報酬	業績連動報酬（賞与）	株式報酬
100%	—	—

・監査等委員である取締役

監査等委員である取締役（常勤）の報酬等は、客観的立場から当社経営を監督・監査する役割等に鑑みて、固定報酬のみの構成としています。また、監査等委員である社外取締役の報酬等も、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督・監査するという役割に鑑みて、固定報酬のみとします。

固定報酬	業績連動報酬（賞与）	株式報酬
100%	—	—

カ. ガバナンス

・指名・報酬諮問委員会

当社は、取締役の報酬の決定に関する手続きの客観性及び透明性を確保すること等を目的として委員の過半数が社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置いたします。

・報酬の決定方法

取締役の報酬額は、株主総会でご承認いただいた報酬枠の範囲内で、指名・報酬諮問委員会の審議を通じ、本方針に基づき、各取締役の役割、貢献度、業績評価、K P I（R O E、営業利益）達成度に基づき、決定いたします。

キ. 役員報酬枠

役員の報酬枠は、2020年6月24日開催の当社第34期定時株主総会において以下のようにご承認いただいております。

- **取締役（監査等委員である取締役を除く。）**

- 【金銭報酬】

- 年額250百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の場合、使用人部分を含まない。）とする旨ご承認いただいております。なお、業績連動報酬は年額80百万円以内で運用しております。

- 【株式報酬】

- 年額 80百万円以内且つ80千株以内（ただし、使用人兼務取締役の場合、使用人部分を含まない。また、社外取締役を対象としない。）とする旨ご承認いただいております。

- **監査等委員である取締役**

- 【金銭報酬】

- 年額 50百万円以内

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役 宮川猛氏及び社外取締役の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び子会社の取締役及び執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険料は全額会社負担としております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを認識しながら行った行為の場合等一定の免責事由があります。

(5) 社外役員に関する事項

① 兼職の状況及び当社との関係

兼職の状況につきましては、「(1) 取締役の氏名等」に記載のとおりです。

② 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	発言状況及び社外取締役に期待される 役割に関して行った職務の概要
取締役	杉山 純男	17/17回 (100%)	—	メディカル製品分野における営業、マーケティング及びマネジメントに関する豊富な経験を活かし、メディカル製品分野における事業戦略やマーケティング方針等に関する発言等を行っております。
取締役 (監査等委員)	野島 透	16/17回 (94%)	17/18回 (94%)	主に公認会計士、税理士としての専門的見地から、当社の経営上有用な発言等を行っております。 なお、当事業年度において、左記の監査等委員会の全てに出席し、適宜必要な助言を行っておりました。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、役員の報酬の審議では適宜必要な発言を行いました。
取締役 (監査等委員)	田上 昭子	17/17回 (100%)	18/18回 (100%)	主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な発言等を行っております。 なお、当事業年度において、左記の監査等委員会の全てに出席し、適宜必要な助言を行っておりました。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、役員の報酬の審議では適宜必要な発言を行いました。

5 | 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,200千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,200千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当連結会計年度の監査時間及び報酬の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

- ①当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査受嘱者に悪意又は重大な過失があった場合を除き、監査受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として監査受嘱者から受け、もしくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額としております。
- ②監査受嘱者の行為が①の要件を充足するかどうかについては、監査受嘱者がこれを判断し、速やかに監査受嘱者に結果を通知するものとしております。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。なお、当社は2020年6月24日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

(最終改定 2025年10月1日)

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 当社は、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提であると認識し、取締役及び使用人が、法令、定款及び社内規程、業界の自主ルールの遵守はもとより、企業人として企業理念、社会規範、倫理に即して行動するための規範として「コンプライアンス・マニュアル」「DVx行動ガイドライン」を制定し、周知徹底を図る。
- イ. リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンス及び不正行為を含むリスク評価を行うとともに、コンプライアンス体制の確立・推進を目的とした全社的取組みを策定する。
- ウ. コンプライアンスの徹底を図るため、経営管理部が、コンプライアンスへの取組みを横断的に統括し、教育及び周知を行う。
- エ. 使用人による職務の遂行が法令等に違反することなく適切にされているかをチェックするため、内部監査室が、業務監査を実施し、監査内容を代表取締役及び取締役会に報告する。
- オ. 内部通報規程に基づき、法令等に違反する行為又は反倫理行為を通報する制度を策定し、利用促進を図る。
- カ. 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議での意思決定に関する記録や、取締役の職務の執行に係る重要な文書や情報（電磁的記録を含む）は、法令、情報セキュリティ規程に従い、適切に保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会にて、当社の成長規模、市場の変化等を考慮し、組織横断的にリスク管理を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 取締役の職務執行が適切かつ効率的に行われるよう取締役会規程、職務権限規程及び業務分掌規程を定め、権限・責任の明確化を図る。

- イ. 取締役会は、年度計画、中期経営計画に基づき各担当取締役及び執行役員に対しその進捗状況についての報告を求め、発生した課題等に対して協議を行い必要な対策を講じる。
- ウ. 代表取締役及び各部門を所管する取締役及び執行役員により、経営会議を定期的に開催し、経営上必要な事項や職務執行上の問題点について協議を行う。

⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、子会社及び関連会社を含めた事業運営に関する重要な事項の決定に関して当社への事前承認又は事前報告を徹底し、必要に応じて当社の役員又は使用人を子会社の取締役又は監査役として派遣し、当社による統括的な管理体制を構築する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会は、職務の実効性を高めるため常勤の監査等委員を置く。また、監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会と協議の上、補助する使用人を置く。

⑦ 前号の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の監査業務を補助する使用人の人事異動、評価等については、監査等委員会の同意を必要とする。当該使用人は、監査業務の範囲においては取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮を外れ、監査等委員の指示に従い業務を行う。

⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- ア. 取締役及び使用人は、監査等委員会に対し以下の場合について迅速な報告を行う。
 - ・会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合
 - ・取締役の職務遂行に関する不正の行為を発見した場合
 - ・法令又は定款に違反する重要な事実を発見した場合
- イ. 上記ア.のほか、当社は、内部通報規程に基づく通報制度を設けており、取締役及び使用人は、違法行為等を内部監査室及び社外監査等委員又は人事部に報告することができる。
- ウ. 取締役は、取締役会において担当職務の執行の状況を報告する。
- エ. 上記ア.乃至ウ.にかかわらず、監査等委員会は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

⑨ **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、前号の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

⑩ **監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理する。

⑪ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ア. 監査等委員会は、代表取締役と会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について相互認識を深めるため、定期的に意見交換を行う。
- イ. 監査等委員会は、内部監査室から内部監査結果の報告を受けるとともに、内部監査室及び会計監査人と定期的な意見交換を行い、緊密な連携を保つ。

⑫ **財務報告の適正性を確保するための体制**

当社は、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法及び関係法令に基づく内部統制報告制度を有効かつ適切に運用するとともに、継続的に整備・運用評価・有効性の確認を行い、必要があれば改善を行うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① **コンプライアンス体制**

- ア. 当社は、法令等を誠実に遵守することを「コンプライアンス・マニュアル」及び「DVx行動ガイドライン」に定め、取締役及び執行役員その他の使用人への周知・浸透を図っております。また、年1回、全社向けのコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスに関する啓発・教育を行っております。
- イ. 当社は、リスク管理規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を設け、内部統制、リスク管理、コンプライアンス推進の統合的な管理を図っており、半期ごとに定時のリスク・コンプライアンス委員会を開催しております。当事業年度において2回のリスク・コンプライアンス委員会が開催されております。

② リスク管理体制

当社は、リスク管理規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を設けております。リスク・コンプライアンス委員会は、各部門が対応すべきリスクの評価及びリスク対応実施計画並びにリスク対応実施結果を取締役に報告しており、半期ごとに定時のリスク・コンプライアンス委員会を開催しております。当事業年度において2回のリスク・コンプライアンス委員会が開催されております。

③ 取締役の職務執行

当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を月1回開催しております。必要に応じて開催した臨時取締役会を加えて、当事業年度において17回の取締役会を開催しております。また、効率的な意思決定を図るため、取締役及び執行役員で構成する経営会議を月複数回開催しております。

④ 監査等委員である取締役の職務執行

- ア. 当社の監査等委員会は、社外取締役である監査等委員を含む監査等委員3名で構成されており、当事業年度において18回の監査等委員会を開催しております。
- イ. 当社は、当事業年度において全ての監査等委員が取締役会に出席しております。また、常勤監査等委員は経営会議、リスク・コンプライアンス委員会、その他の重要な会議に出席して監査の実効性を高めております。
- ウ. 監査等委員会は、会計監査人と定期的に意見交換を行うことで連携を図っており、当事業年度において4回の意見交換の場を設けております。また、内部監査室との監査連絡会を月1回開催し、連携を図っております。
- エ. 当社は、内部通報窓口の独立性確保のため、社外取締役である監査等委員へ直接情報を提供する体制を整備しております。

7 | 株式会社の支配に関する基本方針 |

該当ありません。

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題として、企業価値及び株式価値の向上を図ることで株主還元を継続的かつ安定的に強化する。配当については、DOE（株主資本配当率）5.0%以上を目途に配当額を決定することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めておりますが、業績に対し公平な配当を実現するため、年1回の期末配当を行うことを基本方針としております。

また、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款で定めております。

当連結会計年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり50.00円（配当性向232.7%）の普通配当を実施することを決定いたしました。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	22,027,921
現金及び預金	4,315,869
受取手形、売掛金及び契約資産	11,928,982
電子記録債権	2,098,759
商品	3,331,251
前払費用	159,401
その他	194,477
貸倒引当金	△819
固定資産	2,972,094
有形固定資産	1,198,287
建物	169,855
車両運搬具	14,286
工具、器具及び備品	989,148
土地	11,192
リース資産	12,289
その他	1,515
無形固定資産	409,675
ソフトウェア	96,871
のれん	164,737
顧客関連資産	148,067
投資その他の資産	1,364,131
投資有価証券	451,548
差入保証金	341,152
繰延税金資産	548,301
その他	27,628
貸倒引当金	△4,498
資産合計	25,000,015

科目	金額
負債の部	
流動負債	15,470,370
買掛金	14,556,442
電子記録債務	88,073
1年内返済予定の長期借入金	12,660
未払法人税等	66,017
リース債務	3,699
賞与引当金	346,526
その他	396,950
固定負債	686,865
長期借入金	6,075
退職給付に係る負債	530,962
リース債務	9,726
資産除去債務	54,020
繰延税金負債	34,086
その他	51,994
負債合計	16,157,236
純資産の部	
株主資本	8,842,724
資本金	344,457
資本剰余金	314,730
利益剰余金	8,477,467
自己株式	△293,930
その他の包括利益累計額	54
その他有価証券評価差額金	709
退職給付に係る調整累計額	△654
純資産合計	8,842,779
負債純資産合計	25,000,015

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科目		金額
売上高		55,988,774
売上原価		50,623,375
売上総利益		5,365,399
販売費及び一般管理費		5,071,341
営業利益		294,058
営業外収益		
受取利息	4,731	
受取配当金	4,352	
その他	3,175	12,259
営業外費用		
支払利息	881	
投資事業組合運用損	2,124	
為替差損	1,819	4,825
経常利益		301,491
特別利益		
固定資産売却益	2,085	2,085
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	1,170	1,170
税金等調整前当期純利益		302,406
法人税、住民税及び事業税	165,738	
法人税等調整額	△88,713	77,024
当期純利益		225,381
親会社株主に帰属する当期純利益		225,381

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) (単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	344,457	314,730	8,779,272	△324,362	9,114,098
当期変動額					
剰余金の配当			△523,602		△523,602
親会社株主に帰属する 当期純利益			225,381		225,381
自己株式の処分			△3,583	30,431	26,848
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	△301,805	30,431	△271,373
当期末残高	344,457	314,730	8,477,467	△293,930	8,842,724

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	13,668	△2,169	11,499	9,125,597
当期変動額				
剰余金の配当				△523,602
親会社株主に帰属する 当期純利益				225,381
自己株式の処分				26,848
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△12,958	1,514	△11,444	△11,444
当期変動額合計	△12,958	1,514	△11,444	△282,817
当期末残高	709	△654	54	8,842,779

連結注記表

1 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 総合医療サービス株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する特記事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

主に移動平均法による原価法を採用しております。

ただし、一部商品に関しては個別法による原価法を適用しております。

（いずれも、貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額は法人税法に定めるものと同一の基準によっております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

のれんについては、7年間で均等償却しております。

顧客関連資産については、13年間で均等償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

均等償却しております。

なお、償却期間については、法人税法に定めるものと同一の基準によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、従業員への賞与支給見込額に基づく当期負担額を計上しております。

③ 退職給付に係る負債

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは主に循環器疾病分野を中心に医療機器や医療材料等の商品販売を行っているほか、販売した医療機器の保守サービスを行っております。これら主要な事業の履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

① 商品販売に係る収益認識

主にペースメーカーや植込型除細動器などデバイス類の販売、アブレーション用カテーテルや電気生理検査用カテーテルなど医療材料の販売、自動造影剤注入装置RAQUOSインジェクションシステムなど医療機器の販売を行っております。これら商品の販売については、通常は商品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

② 保守サービスに係る収益認識

主に自動造影剤注入装置RAQUOSインジェクションシステムなどの医療機器の保守サービスを提供しております。これらの売上については、一定の期間にわたり履行義務が充足されるため、保守契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。なお、当社が自ら保守サービスを提供せず、他の事業者によって提供されるよう手配する代理人取引については、顧客から受取る対価の総額から当該他の事業者を支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

いずれも取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2 会計上の見積りに関する注記

有形固定資産及び無形固定資産に関する減損判定

1. 有形固定資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	1,198,287千円
--------	-------------

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

有形固定資産については、営業部等を基準とした各資産グループに減損の兆候がある場合には、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に、回収可能価額（使用価値または正味売却価額のいずれか高い方）まで減損損失を計上します。当連結会計年度において、減損の兆候のある資産グループの事業用資産139,342千円については、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回っているものの、正味売却価額が帳簿価額を上回っているため減損損失を認識していません。

② 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは経営者が承認した事業計画を基礎としており、主要な仮定は、事業計画の基礎となる販売数量予測、販売単価予測、粗利率予測、営業費用予測になります。販売数量予測は、市場成長率や直近の成長実績率を、販売単価予測は、保険償還価格の見込改定率や医療機関との値引実績率を、粗利率予測は、粗利率実績や医療機関との値引実績率を考慮しています。営業費用予測は販売計画や要員計画などを考慮しています。また、正味売却価額の算出に用いた主要な仮定は、マーケット・アプローチに基づき合理的に算定した価額になります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である販売数量予測は見積りの不確実性があり、医療機関との取引消失など様々な要因により変動することが予想され、販売数量予測が変動した場合、及び主要な仮定である正味売却価額の算出に用いたマーケット・アプローチに基づき合理的に算定した価額が変動した場合には、翌連結会計年度において重要な影響を与える可能性があります。

2. のれん及び顧客関連資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	164,737千円
顧客関連資産	148,067千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは当連結会計年度において、総合医療サービス株式会社の株式の100%を取得し、連結子会社としております。

のれん及び顧客関連資産は、総合医療サービス株式会社の取得の際に発生したものであります。取得時点において価値算定の対象となった事業計画に基づき算定した株式の取得原価を、受け入れた資産（顧客関連資産を含む）及び引き受けた負債へ配分し、取得原価と取得原価の配分額（純額）との差額をのれんとして識別しております。株式の取得原価については、超過収益力を反映した将来キャッシュ・フローを基礎とした事業計画を使用した株式価値の評価結果に基づいて決定しております。

識別可能資産として特定された顧客関連資産に配分すべき取得原価については、既存顧客との取引が継続する期間において享受できる超過収益力に基づく経済的便益を現在価値に割引いて計算しております。

② 主要な仮定

のれんの算定における主要な仮定は、総合医療サービス株式会社が作成した事業計画における売上高（販売数量）の将来予測であります。

顧客関連資産の算定における主要な仮定は、過去の取引実績から算出した既存顧客減少率及び割引率であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

のれん及び顧客関連資産は、価値算定の対象となった事業計画の達成状況をモニタリングすることによって、減損の兆候の有無の判定を行っております。

当連結会計年度においては減損の兆候はありませんが、市場環境や事業計画の著しい変化により、その見積りの前提とした条件や主要な仮定に変更が生じ、取得時の事業計画と実績及び将来の業績予測が大幅に乖離した場合は、翌連結会計年度の連結計算書類において、のれん又は顧客関連資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 3,087,094千円

4 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び数
普通株式 10,780,000株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年5月15日 取締役会	普通株式	523,602千円	50.00円	2025年3月31日	2025年6月6日

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
2026年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	525,047千円	50.00円	2026年3月31日	2026年6月12日

5 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入により資金を調達することとしております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式及び投資事業組合への出資金等であります。

差入保証金は、主に賃貸借事務所の差入敷金及び仕入先への取引保証金であり、それぞれ差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であり、これらの債務は決済時における流動性リスクに晒されております。

リース債務は、使用权資産の取得に係るものであり、流動性リスクに晒されております。

長期借入金は、主に営業取引の資金調達に係るものであり、市場リスクに晒されております。

③ 金融商品のリスク管理体制

イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権及び差入保証金については、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を一定期間ごとに把握する体制としています。

ロ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財政状態等を把握し、市況や投資先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直ししております。

ハ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、投資有価証券のうち、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額439,757千円）及び投資事業有限責任組合出資金（連結貸借対照表計上額11,790千円）は、次表には含めておりません。投資事業有限責任組合出資金については、貸借対照表に持分相当額を純額で計上していることから、時価の算定に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、注記を省略しております。また、現金及び預金は注記を省略しており、受取手形、電子記録債権、売掛金、契約資産、買掛金、電子記録債務、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 差入保証金	341,152	279,902	△61,249
資 産 計	341,152	279,902	△61,249
(2) 長期借入金（※1）	18,735	18,433	△301
(3) リース債務（※2）	13,426	12,619	△807
負 債 計	32,161	31,052	△1,108

（※1）長期借入金は1年内返済予定分を含んでおります。

（※2）リース債務は1年内返済予定分を含んでおります。

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
受取手形	9,003	－	－	－
電子記録債権	2,098,759	－	－	－
売掛金	11,917,643	－	－	－
差入保証金	－	－	－	341,152
合 計	14,025,405	－	－	341,152

(注) 長期借入金、リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	12,660	6,075	－	－	－	－
リース債務	3,699	3,650	3,373	2,164	538	－
合 計	16,359	9,725	3,373	2,164	538	－

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：活発な市場における同一の資産または負債の市場価格（無調整）

レベル2の時価：レベル1以外の、観察可能な価格を直接または仮説的に使用して算出された公正価値

レベル3の時価：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルの時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 差入保証金	－	279,902	－	279,902
資産計	－	279,902	－	279,902
(2) 長期借入金	－	18,433	－	18,433
(3) リース債務	－	12,619	－	12,619
負債計	－	31,052	－	31,052

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 差入保証金、(2) 長期借入金、(3) リース債務

これらは将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービスに分解した収益の情報は以下のとおりです。

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	不整脈事業	虚血事業	計		
売上高					
ペースメーカー	3,988,105	—	3,988,105	—	3,988,105
植込型除細動器	2,430,214	—	2,430,214	—	2,430,214
両心室ペーシング機能付き植込型除細動器	1,756,913	—	1,756,913	—	1,756,913
電気生理検査用カテーテル	11,410,260	—	11,410,260	—	11,410,260
心腔内超音波プローブ	5,047,269	—	5,047,269	—	5,047,269
熱アブレーション用カテーテル (機能付き)	4,787,329	—	4,787,329	—	4,787,329
熱アブレーション用カテーテル	77,044	—	77,044	—	77,044
冷凍アブレーション用カテーテル	269,797	—	269,797	—	269,797
PFアブレーション用カテーテル	7,582,367	—	7,582,367	—	7,582,367
エキシマレーザ	—	111,796	111,796	—	111,796
その他	7,685,203	3,870,168	11,555,372	6,277,180	17,832,552
顧客との契約から生じる収益	45,034,505	3,981,964	49,016,470	6,277,180	55,293,651
その他の収益	674,939	20,184	695,123	—	695,123
外部顧客への売上高	45,709,445	4,002,148	49,711,594	6,277,180	55,988,774
セグメント間の内部売上高又は 振替高	—	—	—	—	—
計	45,709,445	4,002,148	49,711,594	6,277,180	55,988,774
セグメント利益	4,134,033	449,100	4,583,133	782,266	5,365,399

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、脳外科事業及び消化器事業、子会社の臨床検査事業等を含んでおります。

2. セグメント利益の合計額は、連結損益計算書の売上総利益と一致しております。

3. セグメント資産、負債その他の項目の金額は、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための定期的な検討の対象となっていないため、記載しておりません。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

- 1 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりです。

(単位：千円)

当連結会計年度	期首残高	期末残高
契約資産	2,594	2,336
契約負債	20,727	15,581

契約資産は、主に医療機器の保守サービスにおいて、保守契約期間の経過に応じて認識した収益にかかる未請求債権であり、連結貸借対照表上は「流動資産」の「受取手形、売掛金及び契約資産」に含まれております。契約負債は主に保守サービス契約における顧客からの前受金であり、連結貸借対照表上は「流動負債」の「その他」に計上しております。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約資産及び契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

7 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 842円09銭
(2) 1株当たり当期純利益 21円49銭

8 重要な後発事象に関する注記

『株式交換契約及び経営統合契約締結』

当社及びオルバヘルスケアホールディングス株式会社（以下「オルバヘルスケア」といい、当社とオルバヘルスケアを総称して、以下「両社」といいます。）は、2026年5月22日開催の両社の取締役会において、両社の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に関し、オルバヘルスケアを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決議し、同日付で両社間において経営統合契約（以下「本経営統合契約」といいます。）及び株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換は、オルバヘルスケアにおいては、2026年7月28日開催予定のオルバヘルスケアの臨時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を得た上で、また、当社においては、2026年6月26日に開催予定の定時株主総会の決議による本株式交換の承認を得た上で、2026年9月1日を効力発生日として行われる予定です。

なお、本株式交換の効力発生日に先立ち、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場において2026年8月28日付で上場廃止（最終売買日は2026年8月27日）となる予定です。

1. 本株式交換を行う理由

オルバヘルスケアは、1967年10月に医科器械、理科器械の販売を目的とする川西医科機株式会社として設立され、2021年1月に創業100周年を記念してオルバヘルスケアホールディングス株式会社に商号を変更いたしました。また、2000年12月にオルバヘルスケアの普通株式（以下「オルバヘルスケア株式」といいます。）を東京証券取引所市場第二部へ上場、2020年3月には東京証券取引所市場第一部へ上場し、2022年4月の東京証券取引所における市場区分の見直しにより、東京証券取引所スタンダード市場に移行し、現在に至ります。

オルバヘルスケアは、2026年5月22日現在、持株会社であるオルバヘルスケアに連結子会社8社の9社からなる企業グループ（以下「オルバヘルスケアグループ」といいます。）で構成されており、中国四国エリアを中心に、医療機器及び関連機器の販売を行う医療器材事業、物品・情報管理及び購買管理業務並びに医療機器の販売を行うSPD事業及び在宅介護用ベッド・用品の販売・レンタルを行う介護用品事業を営んでおります。

一方、当社は、1986年4月に心臓ペースメーカの販売とフォローアップ業務を目的とする株式会社ヘルツとして設立され、2004年2月にディーブイエックス株式会社に商号を変更いたしました。また、2007年4月に当社の当社株式を株式会社ジャスダック証券取引所へ上場し、2013年12月には東京証券取引所市場第二部へ上場、2014年9月には東京証券取引所市場第一部へ上場した後、2022年4月の東京証券取引所における市場区分の見直しにより、東京証券取引所スタンダード市場に移行し、現在に至ります。

当社は、2026年5月22日現在、当社と連結子会社1社の2社からなる企業グループ（以下「当社グ

グループ」といい、オルバヘルスケアグループと当社グループを総称して「両社グループ」といいます。)で構成されており、関東エリアを中心に、販売代理店として不整脈の検査・治療のための医療機器を販売する不整脈事業、販売代理店・国内総代理店として虚血性疾患の検査・治療のための医療機器を販売する虚血事業及びその他の医療器材を販売する事業を営んでおります。

両社グループの属する医療器材卸売業界を取り巻く事業環境は、保険償還価格の引き下げや物流コスト等の高騰、病院の収益力低下等により、近年厳しさを増していると認識しております。

具体的には、医療機器の公的価格である保険償還価格の引き下げが繰り返し実施されていることにより、医療器材全般における販売価格の低下や、販売代理店業者においては利益率の減少といった影響が顕在化しております。また、物流業界全体における人手不足や燃料費の上昇等を背景として、物流関連コストは年々上昇を続けていると認識しております。加えて、医療機関の経営状況は厳しさを増しており、2025年9月19日に厚生労働省が公表した第118回社会保障審議会医療部会資料によると、医療現場での人件費の上昇や物価高騰等の影響を受け、国内の一般病院の事業利益率は2018年には1.8%であったものの、2023年にはマイナス1.9%まで低下しております。このような病院の経営状況において、病院では医療材料等の調達において一層のコスト削減を志向する傾向が強まっており、医療器材卸売業界における競争環境は一段と激化していると認識しております。

また、上記の市場環境のもと、医療器材卸売業界においては、事業規模の拡大による競争力強化や、経営効率の向上を目的とした業界再編の動きが進展し、単独での事業拡大や収益性の維持・向上を図ることは困難性を増しており、経営資源の集約や事業基盤の強化が重要な経営課題となっております。

このような厳しい外部環境において、従前より、オルバヘルスケアは、収益率の向上や都市圏への進出、仕入価格の交渉力強化をオルバヘルスケアグループの経営課題と認識しており、また、当社は、循環器系の専門分野以外への取扱い領域の拡大や関東圏以外への進出強化、仕入価格の交渉力強化を当社グループの経営課題と認識しておりました。

両社は、上記の外部環境や内部課題の認識を踏まえ、2022年10月17日付で業務提携に関する基本合意書を締結した上で、2023年3月15日付で業務提携契約を締結し、両社間の協業に向けて検討を進めてまいりました。その後、両社間の更なる協業体制について検討を進める中で、本経営統合の実施により、両社の商圏や商材を補完し合う関係性を構築し、病院や医療現場に豊富なソリューションを提供できる強靱な経営基盤とすることで、両社グループの更なる企業価値の向上を実現できると判断したことから、2026年5月22日付で、両社の取締役会にて本経営統合を行うことを決議し、両社の間で本経営統合契約及び本株式交換契約を締結いたしました。

両社は、本経営統合の実現により、以下のシナジーを想定しております。

(1) 代理店事業における販売網や商材の拡大及びスケールメリットの創出

両社グループの商圏や商材の相互補完により、強固な販売網を構築し、代理店事業における売上拡大を実現できると考えます。具体的には、当社グループの主要商圏である関東エリアにオルバヘルス

ケアグループの取り扱う医療器材全般を販売展開しつつ、オルバヘルスケアグループの主要商圏である中国四国エリアにおける循環器商材の販売も強化することで、特定の地域に依存しない全国規模の強固な販売網を確立します。

また、両社の専門的知見の共有により新規商材の目利き力を向上させ、最新の医療器材の両社での販売に繋げることを期待しております。

加えて、各商材の調達規模の拡大による仕入価格の交渉力強化により、仕入価格の低減やボリュームインセンティブを獲得し、利益率を改善できると考えております。

(2) 自社企画製品における販路やサポートエリアの拡大及び医工連携の強化

当社グループの自社企画製品である「RAQUOS インジェクションシステム」、[ホルター心電図解析]及び「心音図検査装置AMI-SSS01シリーズ超聴診器」等について、オルバヘルスケアの主要商圏である中国四国エリアやオルバヘルスケアが進出しているタイ王国における販路拡大を推進するとともに、特に中国四国エリアにおける当該製品の修理サポート対応等を通じた連携を図ります。

加えて、両社がこれまで蓄積した医療現場のニーズや知見を共有することで、新たな開発アイデアを生み出すことが可能となり、また、ベンチャー企業等との協業を含めた先進的な製品開発力も強化できると想定しております。

(3) 物流や在庫管理の最適化及びBCPの強化

中国四国エリアでの物流網の統合により、物流コストの削減と供給網の最適化を実現します。具体的には、オルバヘルスケアグループの新岡山物流センターの相互利用を検討しております。また、両社の有する有効期限のある医療器材の在庫を相互に販売・融通することで廃棄ロスを削減し、在庫回転率の向上につなげることも期待しております。

加えて、販売網や物流網の相互補完体制を構築することにより、自然災害やパンデミック時においても安定的に医療器材を供給できる地域依存度の低い強靱なインフラ体制を整備できると考えております。

(4) IT投資の効率化とデータ活用によるDXの推進

両社の有するITシステムや知見の共有化による業務効率化を実現します。具体的には、オルバヘルスケアグループの物流統合システム「Liflo」の両社での活用や、商品マスタの相互共有等を推進することを検討しております。

また、本経営統合に伴う資金力向上を背景に、販売管理システムや物流システム等のITシステムへの大規模な共同投資を効率的に実行することも可能となると考えております。

(5) 両社の専門的知見の共有と人材交流を通じた人材育成強化

両社が有するノウハウや知見を共有し、両社グループの人材育成の強化を実現できると考えます。具体的には、専門性を有する人材による研修の実施や教育コンテンツの相互利用を進めます。また、異なる分野に強みを持つ人材同士の交流を促進することで、組織全体のスキルアップと強固な人材基盤の構築を図ります。

両社は、本経営統合により上記のシナジーを実現することで、業界全体の再編を牽引しつつ、収益力の低下が進む病院への経営改善の最適な相談役として持続可能な医療供給体制の構築に貢献することで、医療業界の更なる発展に繋がれると考えております。

また、今後、本経営統合を通じて、両社は、オルバヘルスケアグループの既存事業においては、オルバヘルスケアグループの「網羅性」と、当社グループの「専門性」を融合させ、「総合×専門」のハイブリッド型医療機器ディーラーという確固たるポジションを築くことを目指し、また、当社の既存事業においては、代理店事業と自社企画製品事業を両軸に据え、医療現場のニーズに応えるための総合的な提案力と開発力を備えることで「医療業界に欠かせない病院経営のパートナー」となることを目指すことを通じて、本経営統合後の両社グループ全体における企業価値向上を実現してまいります。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

本株式交換契約締結の取締役会決議日（両社）	2026年5月22日
本株式交換契約締結日（両社）	2026年5月22日
本株式交換契約承認 定時株主総会（当社）	2026年6月26日（予定）
本株式交換契約承認 臨時株主総会（オルバヘルスケア）	2026年7月28日（予定）
最終売買日（当社）	2026年8月27日（予定）
上場廃止日（当社）	2026年8月28日（予定）
本株式交換の実施予定日（効力発生日）（両社）	2026年9月1日（予定）

(注1) 本株式交換は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第2項に基づく届出について法定の待機期間が経過し、かつ、公正取引委員会により排除措置命令等の本株式交換を妨げる措置又は手続がとられていないことを条件としております。

(注2) 本株式交換の日程は、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、両社の合意により変更されることがあります。上記日程に変更が生じた場合には、速やかに公表いたします。

(2) 本株式交換の方式

本株式交換は、オルバヘルスケアを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、当社においては2026年6月26日に開催予定の定時株主総会、オルバヘルスケアにおいては2026年7月28日に開催予定の臨時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を受けた上で、2026年9月1日を効力発生日として行う予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	オルバヘルスケア (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.5
本株式交換により交付する株式数	オルバヘルスケア普通株式：5,183,078株（予定）	

(4) 株式交換比率の算定方法

両社は、本株式交換比率算定に当たり、公平性を期すため、それぞれ両社から独立した第三者算定機関に本株式交換比率の算定・分析を依頼し、慎重に協議・検討を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、両社の株主の皆様の利益に資するものと判断いたしました。

(5) 株式交換完全親会社の概要

商号	オルバヘルスケアホールディングス株式会社
本店の所在地	岡山県岡山市北区下石井1-1-3
代表者の氏名	代表取締役社長 前島 洋平
資本金の額	607,750千円（2026年3月現在）
純資産の額	12,563,347千円（2026年3月現在）
総資産の額	49,360,389千円（2026年3月現在）
事業の内容	株式の保有によるグループ会社の事業活動管理及び経営指導

(注3) オルバヘルスケアは、2026年9月1日（予定）に本株式交換の効力が発生することを条件として、その商号を「オルバディーブイエックスヘルスケア株式会社」に変更する予定です。

9 その他の注記

記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	21,872,057
現金及び預金	4,224,964
受取手形	7,424
電子記録債権	2,098,759
売掛金	11,863,859
商品	3,323,982
前払費用	158,801
その他	195,066
貸倒引当金	△800
固定資産	3,035,802
有形固定資産	1,132,602
建物	135,030
車両運搬具	14,122
工具、器具及び備品	969,645
リース資産	12,289
その他	1,515
無形固定資産	96,871
ソフトウェア	96,871
投資その他の資産	1,806,328
投資有価証券	451,548
関係会社株式	444,561
出資金	135
破産更生債権等	4,948
長期前払費用	22,481
差入保証金	339,152
繰延税金資産	548,000
貸倒引当金	△4,498
資産合計	24,907,859

科目	金額
負債の部	
流動負債	15,423,754
買掛金	14,537,391
電子記録債務	88,073
未払金	176,679
未払費用	82,755
未払法人税等	66,000
未払消費税等	82,063
契約負債	15,581
返金負債	17,106
リース債務	3,699
預り金	13,177
賞与引当金	340,486
その他	739
固定負債	610,203
退職給付引当金	530,006
リース債務	9,726
資産除去債務	54,020
その他	16,450
負債合計	16,033,957
純資産の部	
株主資本	8,873,192
資本金	344,457
資本剰余金	314,730
資本準備金	314,730
利益剰余金	8,507,935
利益準備金	4,710
その他利益剰余金	8,503,225
別途積立金	250,000
繰越利益剰余金	8,253,225
自己株式	△293,930
評価・換算差額等	709
その他有価証券評価差額金	709
純資産合計	8,873,902
負債純資産合計	24,907,859

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科目		金額
売上高		55,607,473
売上原価		50,402,443
売上総利益		5,205,030
販売費及び一般管理費		4,890,871
営業利益		314,158
営業外収益		
受取利息	4,589	
受取配当金	4,220	
その他	3,162	11,972
営業外費用		
支払利息	300	
投資事業組合運用損	2,124	
為替差損	1,819	4,244
経常利益		321,886
特別利益		
固定資産売却益	2,085	2,085
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	1,170	1,170
税引前当期純利益		322,801
法人税、住民税及び事業税	152,987	
法人税等調整額	△86,035	66,952
当期純利益		255,849

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	344,457	314,730	314,730
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の処分			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			
当期変動額合計	-	-	-
当期末残高	344,457	314,730	314,730

	株主資本				
	利益剰余金				自己株式
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	4,710	250,000	8,524,562	8,779,272	△324,362
当期変動額					
剰余金の配当			△523,602	△523,602	
当期純利益			255,849	255,849	
自己株式の処分			△3,583	△3,583	30,431
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	-	△271,337	△271,337	30,431
当期末残高	4,710	250,000	8,253,225	8,507,935	△293,930

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	9,114,098	13,668	13,668		9,127,766
当期変動額					
剰余金の配当	△523,602				△523,602
当期純利益	255,849				255,849
自己株式の処分	26,848				26,848
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）		△12,958	△12,958		△12,958
当期変動額合計	△240,905	△12,958	△12,958		△253,864
当期末残高	8,873,192	709	709		8,873,902

個別注記表

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法を採用しております。

ただし、一部商品に関しては個別法による原価法を適用しております。

（いずれも、貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額は法人税法に定めるものと同一の基準によっております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ④ 長期前払費用
均等償却しております。
なお、償却期間については、法人税法に定めるものと同じの基準によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、従業員への賞与支給見込額に基づく当期負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は主に循環器疾病分野を中心に医療機器や医療材料等の商品販売を行っているほか、販売した医療機器の保守サービスを提供しております。これら主要な事業の履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

- ① 商品販売に係る収益認識
主にペースメーカーや植込型除細動器などデバイス類の販売、アブレーション用カテーテルや電気生理検査用カテーテルなど医療材料の販売、自動造影剤注入装置RAQUOSインジェクションシステムなど医療機器の販売を行っております。これら商品の販売については、通常は商品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。
また、顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

② 保守サービスに係る収益認識

主に自動造影剤注入装置RAQUOSインジェクションシステムなどの医療機器の保守サービスを提供しております。これらの売上については、一定の期間にわたり履行義務が充足されるため、保守契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。なお、当社が自ら保守サービスを提供せず、他の事業者によって提供されるよう手配する代理人取引については、顧客から受取る対価の総額から当該他の事業者を支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

いずれも取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2 会計上の見積りに関する注記

1. 有形固定資産に関する減損判定

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	1,132,602千円
--------	-------------

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類「連結注記表2 会計上の見積りに関する注記 有形固定資産及び無形固定資産に関する減損判定 1. 有形固定資産の評価」に記載のとおりです。

2. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	444,561千円
--------	-----------

関係会社株式は、総合医療サービス株式会社の取得原価にかかるものであります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

株式の取得原価については、取得時点において価値算定の対象となった、超過収益力を反映した将来キャッシュ・フローを基礎とした事業計画を使用した株式価値の評価結果に基づいて決定しております。

② 主要な仮定

総合医療サービス株式会社の株式評価における主要な仮定は、同社が作成した事業計画における売上高（販売数量）の将来予測であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当社は関係会社株式について、取得原価をもって貸借対照表価額としております。市場価格のない株式等について、超過収益力を反映した実質価額が著しく低下した場合には、回収可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、減損処理を行います。

当事業年度においては減損の兆候はありませんが、市場環境や事業計画の著しい変化により、その見積りの前提とした条件や主要な仮定に変更が生じ、実質価額が著しく低下したと認められる場合には、翌事業年度の計算書類において関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	3,085,842千円
(2) 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	123千円

4 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引	
仕入高	233千円
販売費及び一般管理費	△12,690千円

5 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	279,044株

6 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	107,321千円
未払事業税	7,814千円
棚卸資産評価損	17,201千円
未払費用	14,740千円
返金負債	5,392千円
株式報酬費用	46,628千円
退職給付引当金	167,057千円
長期未払金	5,027千円
減価償却超過額	170,761千円
投資有価証券評価損	98,330千円
資産除去債務	17,027千円
その他	3,894千円
繰延税金資産小計	661,195千円
評価性引当金	△98,330千円
繰延税金資産合計	562,865千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	221千円
資産除去債務	14,643千円
繰延税金負債合計	14,865千円
繰延税金資産の純額	548,000千円

7 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 1 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

8 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	845円06銭
(2) 1株当たり当期純利益	24円39銭

9 重要な後発事象に関する注記

当社及びオルバヘルスケアホールディングス株式会社は、2026年5月22日に開催したそれぞれの取締役会において、オルバヘルスケアホールディングス株式会社を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で両社間において経営統合契約及び株式交換契約を締結いたしました。概要については、連結計算書類「連結注記表 8 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりです。

10 その他の注記

記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

ディーブイエックス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 須山 誠一郎
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 平川 浩光
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ディーブイエックス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ディーブイエックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

ディーバイエックス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 須山 誠一郎
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 平川 浩光
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ディーバイエックス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びE Y新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において、取締役等からは有効である旨、またE Y新日本有限責任監査法人からは開示すべき重要な不備は認識していない旨の報告を受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月25日

ディー・ブイ・エックス株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 宮川 猛 ㊞
監査等委員 野島 透 ㊞
監査等委員 田上 昭子 ㊞

(注) 監査等委員野島 透及び田上 昭子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

次世代の医療DXを牽引するベンチャーAMI株式会社の『心音図検査装置AMI-SSS01シリーズ』のご紹介

「製品のポイント」

従来の聴診器は、医師の「耳」と「経験」に頼るものでした。

同社が開発した『心音図検査装置AMI-SSS01シリーズ』は、心雑音や過剰心音、部位別の聴診所見を多角的に評価し、心臓弁膜症、心不全、先天性心疾患等の診断を支援する医療機器です。

多様な信号処理手法を用いた心音データの周波数解析画像化により、心音の異常波形を視覚的に捉えることが可能です。

心音と心電を同期・表示することにより心周期の識別性を向上させ、心疾患の診断を支援します。

また、独自のデータベースを活用した遠隔医療支援システム『クラウド超診®』にて、心音の検査データを自動解析し、クラウド上でその解析結果を即時に提供致します。

「期待のポイント」

・社会課題への挑戦

心不全パンデミックが懸念される超高齢社会において、予防・早期発見の重要性は増えています。

同社の技術は、医療費抑制という社会的ニーズに直結しています。

・高い技術力と信頼性

多くの実証実験を経て、既に医療機器として薬事承認を取得。

国内外の展示会でも高い評価を受けており、グローバル展開も視野に入っています。

・成長シナリオ

ハードウェアの販売だけでなく、蓄積されたデータを活用したAI診断支援プラットフォームとしての成長が期待されます。



販売名称:心音図検査装置AMI-SSS01シリーズ

愛称:Cardio-EGG(カルディオ・エッグ)

医療機器承認番号:30400BZX00218000

一般名称:汎用心音計

クラス分類:管理医療機器(クラスII)・特定保守管理医療機器

製造販売業者:AMI株式会社

株主総会会場ご案内図

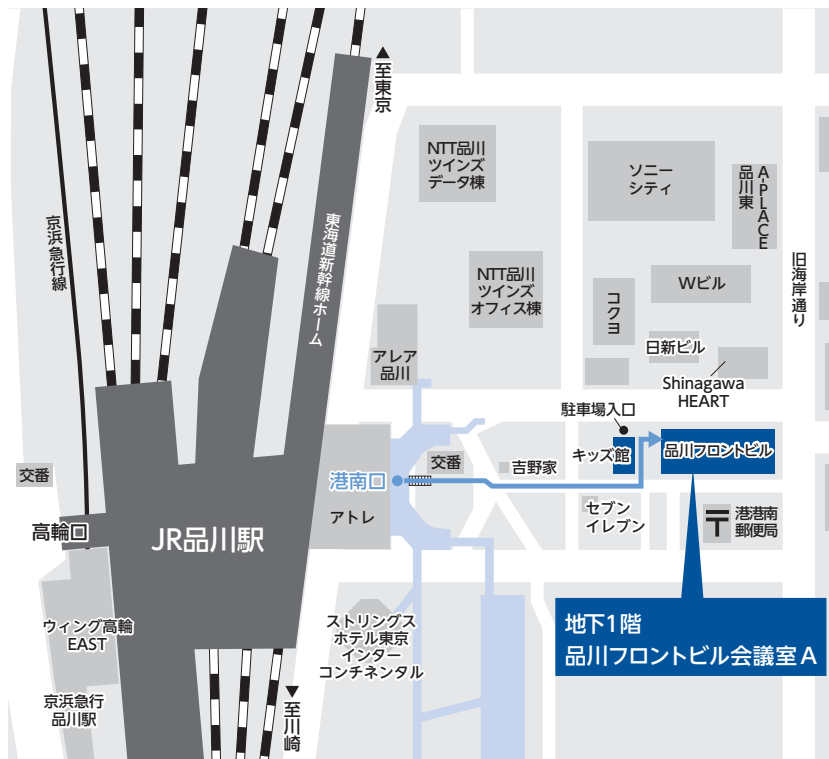
【会場】

品川フロントビル地下1階
品川フロントビル会議室 A

〒108-0075

東京都港区港南二丁目3番13号

株主総会にご出席の株主様への「お土産」
のご用意はございません。



【交通】



JR品川駅中央改札より徒歩 5分 京浜急行品川駅改札より徒歩 8分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

